財政のあらまし

平成19年度決算

平成20年12月

狛　江　市

O

O

◆ 目　　次 ◆

1　平成19年度決算の概要 ・・・・・・・・ 1

2　普通会計決算の概要 ・・・・・・・・・ 2

3　歳入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

① 歳入の状況 ・・・・・・・・・ 4
② 市税の状況 ・・・・・・・・・ 6
③ 普通交付税の状況 ・・・・・・・・・ 8

4　歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

① 目的別歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
② 性質別歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

5　基金の状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 16

6　市債の状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 17

7　市財政の状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 18

① 健全化判断比率 ・・・・・・・・・・・ 18
② 実質的な収支 ・・・・・・・・・・・ 19
③ 経常収支比率 ・・・・・・・・・・・ 20
④ 財政力指数 ・・・・・・・・・・・ 22

8　財務諸表 ・・・・・・・・・・・・・・・ 23

① 貸借対照表 ・・・・・・・・・・ 23
② 行政コスト計算書 ・・・・・・・・・・ 25
③ 純資産変動計算書 ・・・・・・・・・・ 26
④ 資金収支計算書 ・・・・・・・・・・ 27

9　特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

①　国民健康保険特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・　29
②　老人保健医療特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・　31
③　介護保険特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・　32
④　公共下水道特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・　33
⑤　駐車場事業特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・　33
⑥　受託水道事業特別会計　・・・・・・・・・・・・・・・・　34

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35

財政用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

（注）・市民１人当たりの数値等は、平成 19 年度末住民基本台帳人口 76,131 人で計算しています。

・表やグラフの数値と構成比は、合計に合わせるため調整していることがあります。

1　平成19年度決算の概要

市の会計は、大きく分けて「一般会計」と「特別会計」の2つに分かれています。

「一般会計」は、市の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。

「特別会計」は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計から切り離して経理する会計です。市では、「国民健康保険特別会計」「老人保健医療特別会計」「介護保険特別会計」「公共下水道特別会計」「駐車場事業特別会計」「受託水道事業特別会計」の6つの特別会計を設置しています。
（平成20年度から「後期高齢者医療特別会計」も加わりました。）

■平成19年度会計別歳入歳出決算状況

（単位：千円）

会計区分			歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越額	実質収支
一般会計		19年度	22,475,235	21,892,542	582,693	0	582,693
		18年度	22,393,906	21,797,131	596,775	0	596,775
		増減額	81,329	95,411	△14,082	0	△14,082
		増減率	0.4%	0.4%	—	—	—
特別会計	国民健康保険特別会計	19年度	7,728,340	7,945,960	△217,620	0	△217,620
		18年度	7,033,427	7,355,528	△322,101	0	△322,101
		増減額	694,913	590,432	104,481	0	104,481
		増減率	9.9%	8.0%	—	—	—
	老人保健医療特別会計	19年度	5,179,203	5,256,113	△76,910	0	△76,910
		18年度	5,194,685	5,244,431	△49,746	0	△49,746
		増減額	△15,482	11,682	△27,164	0	△27,164
		増減率	△0.3%	0.2%	—	—	—
	介護保険特別会計	19年度	3,607,759	3,440,846	166,913	0	166,913
		18年度	3,431,242	3,291,495	139,747	3,598	136,149
		増減額	176,517	149,351	27,166	△3,598	30,764
		増減率	5.1%	4.5%	—	—	—
	公共下水道特別会計	19年度	2,273,356	2,219,924	53,432	4,097	49,335
		18年度	1,787,830	1,715,910	71,920	0	71,920
		増減額	485,526	504,014	△18,488	4,097	△22,585
		増減率	27.2%	29.4%	—	—	—
	駐車場事業特別会計	19年度	64,421	64,421	0	0	0
		18年度	63,948	63,948	0	0	0
		増減額	473	473	0	0	0
		増減率	0.7%	0.7%	—	—	—
	受託水道事業特別会計	19年度	356,382	356,382	0	0	0
		18年度	503,335	503,335	0	0	0
		増減額	△146,953	△146,953	0	0	0
		増減率	△29.2%	△29.2%	—	—	—
合計		19年度	41,684,696	41,176,188	508,508	4,097	504,411
		18年度	40,408,373	39,971,778	436,595	3,598	432,997
		増減額	1,276,323	1,204,410	71,913	499	71,414
		増減率	3.2%	3.0%	—	—	—

2　普通会計決算の概要

「一般会計」を全国的な統計や自治体間の比較を行えるように一定の基準で組み直したものを「普通会計」といいます。平成19年度の普通会計決算額は、一般会計決算額から1,145万6千円を純計控除した額になります。

平成19年度の普通会計の決算は、歳入総額が224億6,377万9千円（前年度比7,577万2千円、0.3％増）、歳出総額が218億8,108万6千円（前年度比8,985万4千円、0.4％増）となり、歳入歳出ともに決算規模は前年度を上回りました。

歳入歳出差引額及び実質収支は5億8,269万3千円の黒字になりましたが、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1,408万2千円の赤字になりました。

単年度収支に実質的な黒字要素である財政調整基金の積立額と繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金の取崩額を差し引いた実質単年度収支は2,863万7千円の黒字になりました。

■平成19年度普通会計決算の状況

（単位：千円、％）

区　　分	19年度	18年度	増減額	増減率
歳入総額 a	22,463,779	22,388,007	75,772	0.3
歳出総額 b	21,881,086	21,791,232	89,854	0.4
歳入歳出差引額 c (a−b)	582,693	596,775	△14,082	△2.4
繰越財源 d	0	0	0	−
実質収支 e (c−d)	582,693	596,775	△14,082	△2.4
単年度収支 f	△14,082	69,288	△83,370	△120.3
積立金 g	719	243,922	△243,203	△99.7
繰上償還額 h	203,648	3,000	200,648	6,688.3
積立金取崩額 i	161,648	20,000	141,648	708.2
実質単年度収支 j (f+g+h−i)	28,637	296,210	△267,573	△90.3

※「積立金」「積立金取崩額」は、財政調整基金の積立額、取崩額を計上しています。

○市民１人当たりの決算状況

市の決算状況を市民１人当たりで計算すると、歳入は 29 万５千円、歳出は 28 万７千円となり、残った８千円は次年度に繰越します。家庭での貯金に当たる基金は１万６千円しか残っておらず、借金に当たる市債は 30 万円も残っています。

平成20年3月末現在
住民基本台帳

人口	76,131 人
男	37,594 人
女	38,537 人
世帯数	37,640 世帯

歳入内訳

市税	155,000円	地方交付税	11,000円
都支出金	32,000円	使用料手数料	9,000円
国庫支出金	25,000円	繰越金	8,000円
各種交付金等	18,000円	財産収入	12,000円
市債	13,000円	その他	12,000円

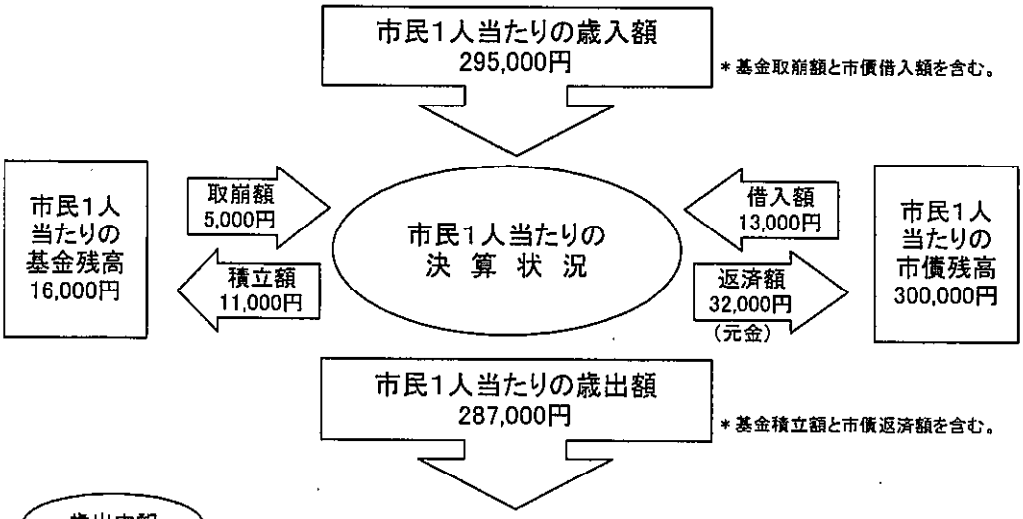

歳出内訳

民生費	総務費	公債費	教育費	衛生費	土木費	消防費	議会費	労働・農業・商工費
106,000円	43,000円	39,000円	30,000円	27,000円	22,000円	15,000円	3,000円	2,000円

3　歳入

①　歳入の状況

平成19年度の歳入総額は、224億6,377万9千円(前年度比7,577万2千円、0.3%増）となり、２年連続で増加しました。

（単位：千円、%）

区分	平成19年度		平成18年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳入総額	22,463,779	100.0	22,388,007	100.0	75,772	0.3
一般財源	14,037,614	62.4	14,604,043	65.3	△566,429	△3.9
市税	11,814,959	52.6	11,391,579	50.9	423,380	3.7
地方譲与税	145,682	0.6	571,884	2.6	△426,202	△74.5
利子割交付金	155,733	0.7	114,129	0.5	41,604	36.5
配当割交付金	76,807	0.3	67,637	0.3	9,170	13.6
株式等譲渡所得割交付金	52,773	0.2	60,325	0.3	△7,552	△12.5
地方消費税交付金	728,170	3.2	739,956	3.3	△11,786	△1.6
自動車取得税交付金	152,103	0.7	172,545	0.8	△20,442	△11.8
地方特例交付金	72,111	0.3	390,215	1.7	△318,104	△81.5
地方交付税	826,312	3.7	1,083,070	4.8	△256,758	△23.7
普通交付税	592,128	2.6	856,037	3.8	△263,909	△30.8
特別交付税	234,184	1.1	227,033	1.0	7,151	3.1
交通安全対策特別交付金	12,964	0.1	12,703	0.1	261	2.1
特定財源	8,426,165	37.6	7,783,964	34.7	642,201	8.3
分担金及び負担金	91,537	0.4	90,454	0.4	1,083	1.2
使用料	280,865	1.3	275,858	1.2	5,007	1.8
手数料	390,178	1.7	392,174	1.8	△1,996	△0.5
国庫支出金	1,880,495	8.4	2,108,641	9.4	△228,146	△10.8
都支出金	2,479,224	11.0	2,179,358	9.7	299,866	13.8
財産収入	881,943	3.9	26,064	0.1	855,879	3,283.8
寄附金	27,371	0.1	17,218	0.1	10,153	59.0
繰入金	415,716	1.9	117,334	0.5	298,382	254.3
繰越金	596,775	2.7	527,487	2.4	69,288	13.1
諸収入	397,061	1.8	165,276	0.7	231,785	140.2
市債	985,000	4.4	1,884,100	8.4	△899,100	△47.7
（うち減税補てん債）			(138,800)	(0.6)	(△138,800)	皆減
（うち臨時財政対策債）	(740,000)	(3.3)	(820,000)	(3.7)	(△80,000)	(△9.8)

歳入は、使途が特定されないもの（一般財源）と特定の目的にしか使えないもの（特定財源）に分けられます。

一般財源は所得譲与税の廃止などにより5億6,642万9千円(3.9%)減少しました。また、特定財源は旧狛江第七小学校用地の一部売却による財産収入の増などにより6億4,220万1千円（8.3%）増加しました。

歳入科目でみると、市の歳入の約5割を占める市税は4億2,338万円(3.7%)の増となりました。地方譲与税は、所得税から住民税への税源移譲が実施され

るまでの暫定措置であった所得譲与税が廃止されたことにより４億2,620万２千円（74.5％）減、地方特例交付金も定率減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が廃止され３億1,810万４千円（81.5％）減少しました。財産収入は、旧狛江第七小学校用地の一部を東京都へ貯留施設用地として売却したことなどにより８億 5,587 万９千円（3,283.8％）増加しました。市債は、普通建設事業の減少に伴う建設事業債の減や定率減税廃止に伴う減税補てん債廃止により８億9,910万円（47.7％）減少しました。

平成19年度歳入額の内訳

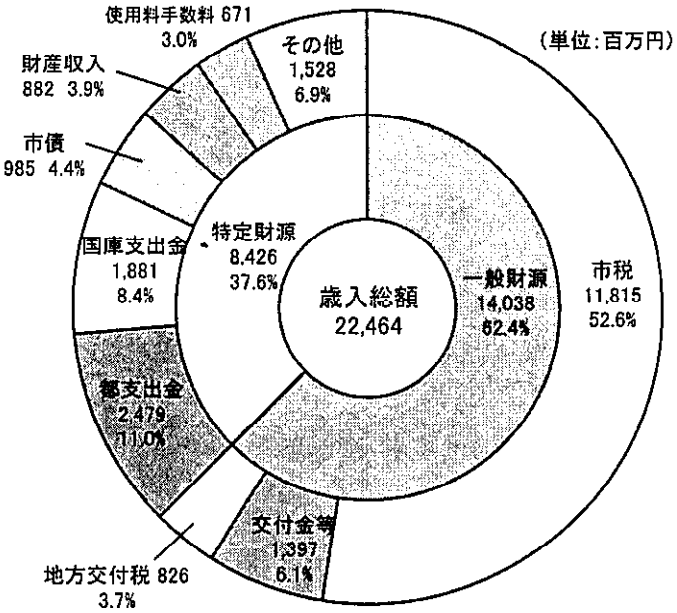

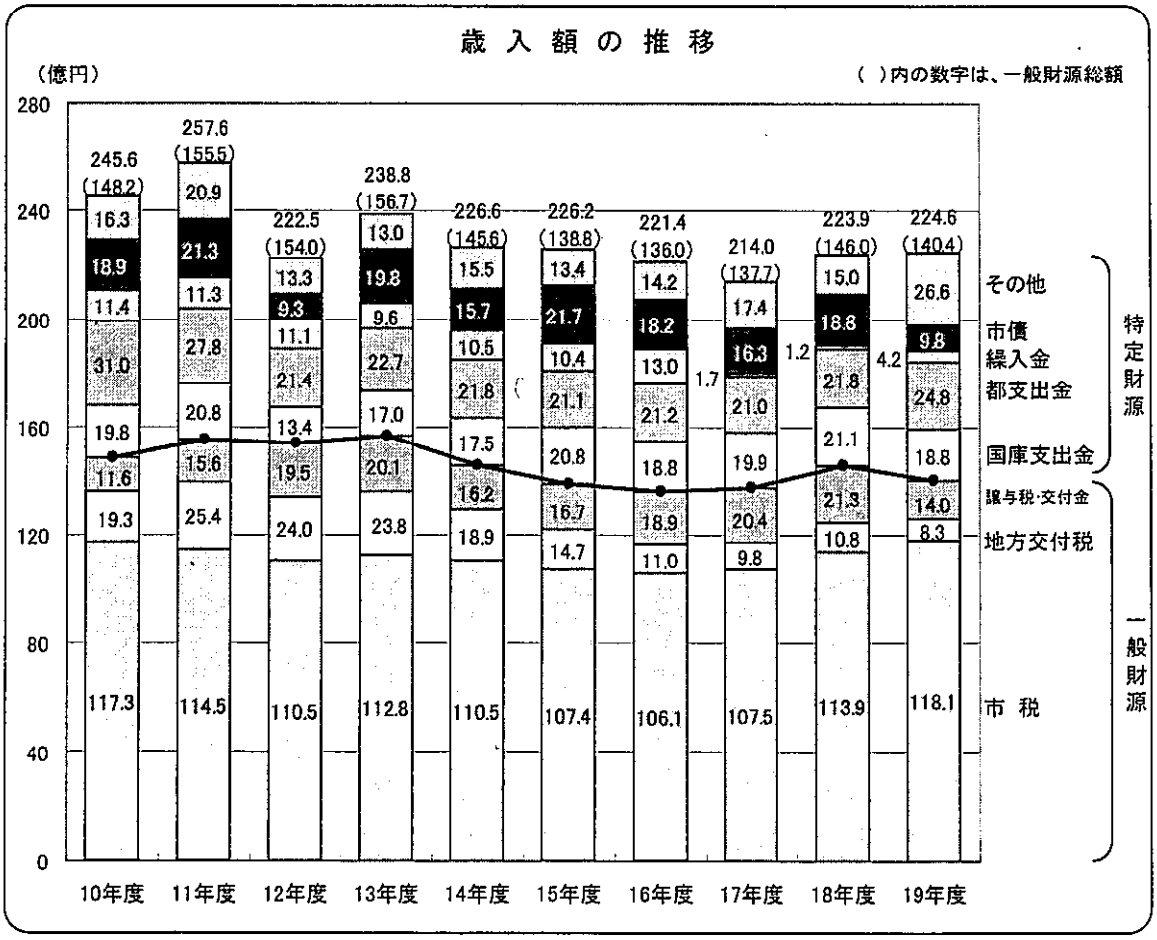

② 市税の状況

市税は118億1,495万9千円（前年度比4億2,338万円、3.7%増）となり、3年連続の増加となりました。

市税の構成比をみると、個人市民税が54.6%、固定資産税が31.7%を占めています。住宅地の多い狛江市は、法人市民税の割合が近隣市や類似団体に比べて少なく、2.8%となっています。

個人市民税は、税源移譲や定率減税の廃止などにより5億6,007万2千円（9.5%）増加し、法人市民税は18年度が一部の法人の多額納税により増だったこともあり、1億3,298万5千円（28.6%）の減となりました。

市税の推移をみると、個人市民税の伸びが市税全体を押し上げていることがわかります。

■平成19年度市税の状況

（単位：千円、%）

区分	平成19年度			平成18年度			対前年度比較	
	決算額	構成比	徴収率	決算額	構成比	徴収率	増減額	増減率
市税総額	11,814,959	100.0	95.2	11,391,579	100.0	94.0	423,380	3.7
個人市民税	6,457,145	54.6	93.4	5,897,073	51.8	92.2	560,072	9.5
法人市民税	332,634	2.8	96.3	465,619	4.1	96.8	△132,985	△28.6
固定資産税	3,744,678	31.7	97.3	3,741,829	32.8	95.7	2,849	0.1
軽自動車税	29,997	0.3	83.7	29,410	0.3	82.6	587	2.0
市たばこ税	346,009	2.9	100.0	354,453	3.1	100.0	△8,444	△2.4
都市計画税	904,496	7.7	97.1	903,195	7.9	95.4	1,301	0.1

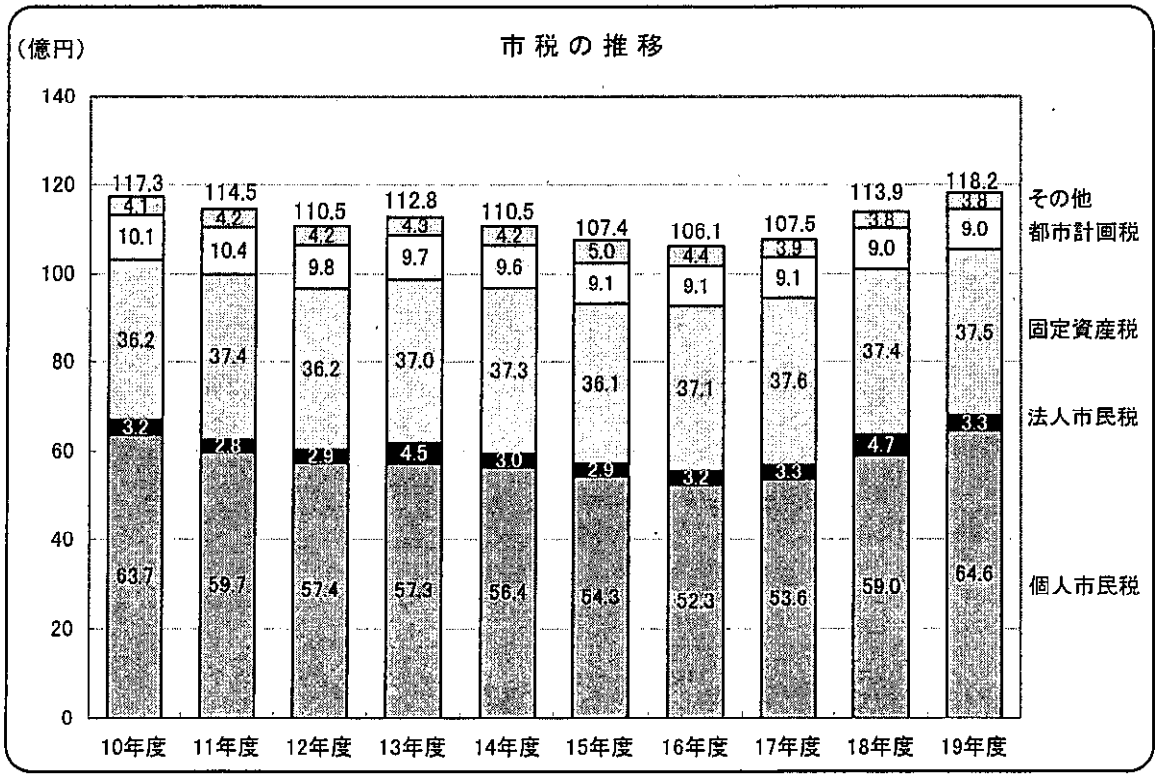

市税の徴収率は、現年課税分は0.3ポイント減の98.3%でしたが、滞納繰越分については9.0ポイント増の33.3%となり、合計では昨年度と比べ1.2ポイント増加し、95.2%となりました。

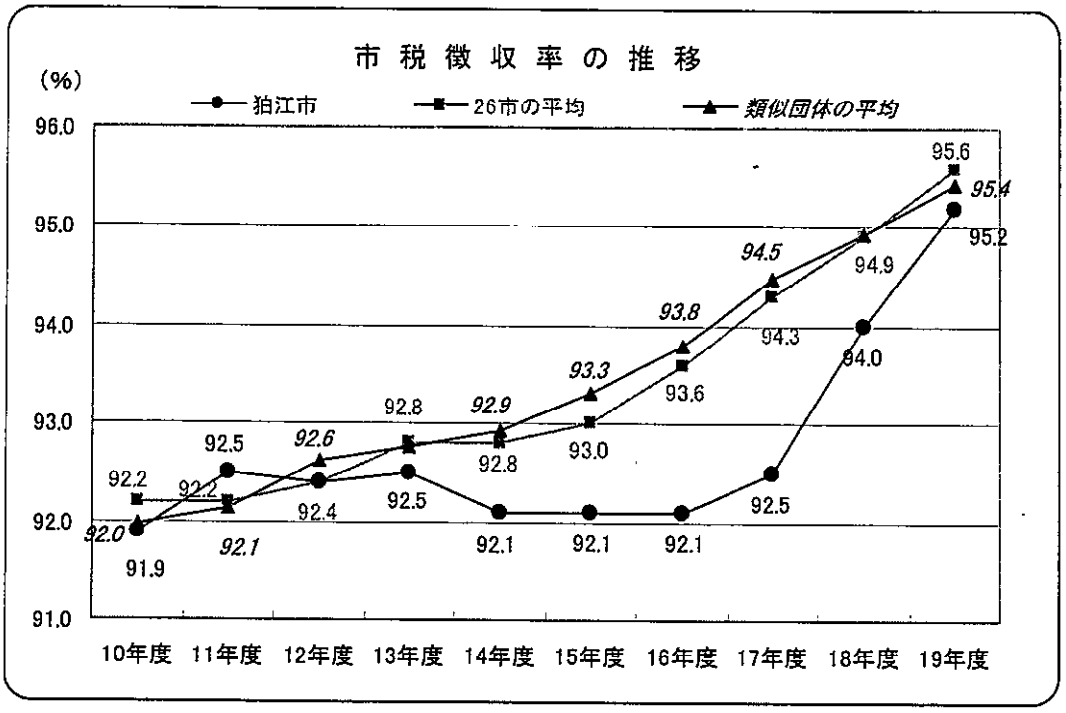

～類似団体とは～

人口と産業構造による市町村の類型が総務省により示されています。26市のうち狛江市の類似団体は、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、稲城市の5市です。

③　普通交付税の状況

地方交付税は、自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように国税５税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を自治体に配分するものです。普通交付税と特別交付税の２つに分けられ、交付税総額の 94％が普通交付税に、６％が特別交付税として交付されます。普通交付税は、財源不足団体に対し交付され、特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対して交付されます。

普通交付税は、一定の基準によって算定された「基準財政需要額（合理的かつ妥当な水準における行政需要に係る経費）」が「基準財政収入額（標準的に徴収が見込まれる税収入）」を超える自治体に対して、財源不足額として交付されます。しかし、制度改正により平成 13～21 年度までの時限措置として「基準財政需要額」から「臨時財政対策債発行可能額」が差し引かれるようになり、「基準財政需要額」が実際よりも圧縮され、普通交付税額が減少しました。このため、この不足分を臨時財政対策債という形で借入れなければならない状況となりました。

■臨時財政対策債への振替えイメージ

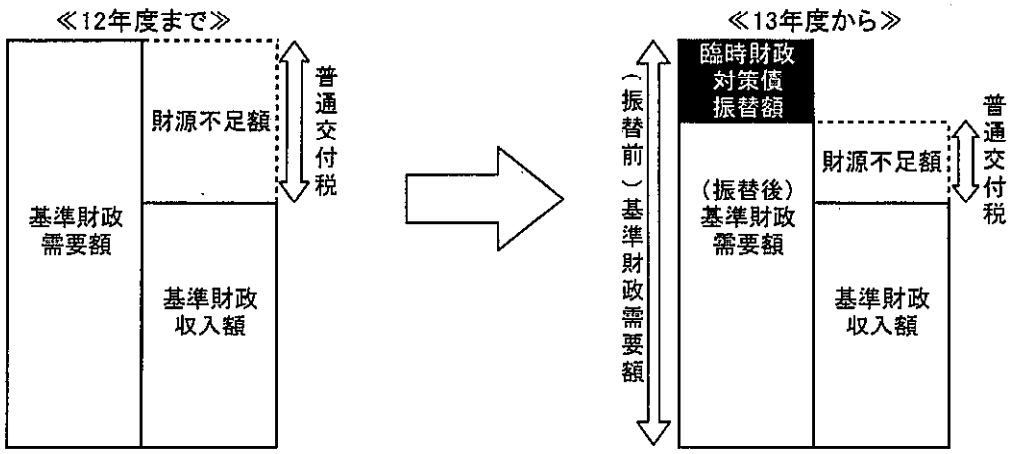

～臨時財政対策債とは～

国の財政対策において、財源不足対策として市債の発行が認められています。景気の低迷と減税政策により、地方交付税の原資である国税５税だけでは自治体に配分する交付税総額を賄うことは困難になり、平成 10～12 年度まではこの財源不足分を補てんするために国が不足分を借入れ、それを国と地方が折半して償還することとしていました。しかし、13 年度からは国の借入金残高が急増している状況を踏まえ、財源不足の半分を各自治体が「臨時財政対策債」を直接借入れることで補てんするようになりました。

平成19年度の普通交付税は、5億9,212万8千円（前年度比2億6,390万9千円、30.8％減）でした。

算定方法の抜本的な簡素化を図る観点から、新しい基準として人口と面積による算定が取り入れられたことなどにより、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額は6,696万6千円減少しました。基準財政収入額は、前年度に一部の法人による多額納税があったことなどにより2億5,582万円増加しています。

■普通交付税交付額の推移

（単位：千円）

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(振替前)基準財政需要額 (A)	11,184,383	11,255,543	11,406,044	11,641,091	11,587,948	11,500,137	10,970,163	10,714,137	10,989,687	10,922,721
臨時財政対策債振替額 (B)				△337,331	△752,920	△1,582,540	△1,145,011	△875,558	△823,017	△746,737
(振替後)基準財政需要額 (A)＋(B)＝(C)	11,184,383	11,255,543	11,406,044	11,303,760	10,835,028	9,917,597	9,825,152	9,838,579	10,166,670	10,175,984
基準財政収入額 (D)	9,537,634	9,026,991	9,341,356	9,224,834	9,215,763	8,694,035	8,971,611	9,098,244	9,310,633	9,566,453
財源不足額 (C)－(D)＝(E)	1,646,749	2,228,552	2,064,688	2,078,926	1,619,265	1,223,562	853,541	740,335	856,037	609,531
普通交付税交付額	1,639,686	2,222,646	2,064,688	2,070,553	1,612,597	1,204,713	853,541	740,335	856,037	592,128

※ 錯誤措置額を含む。

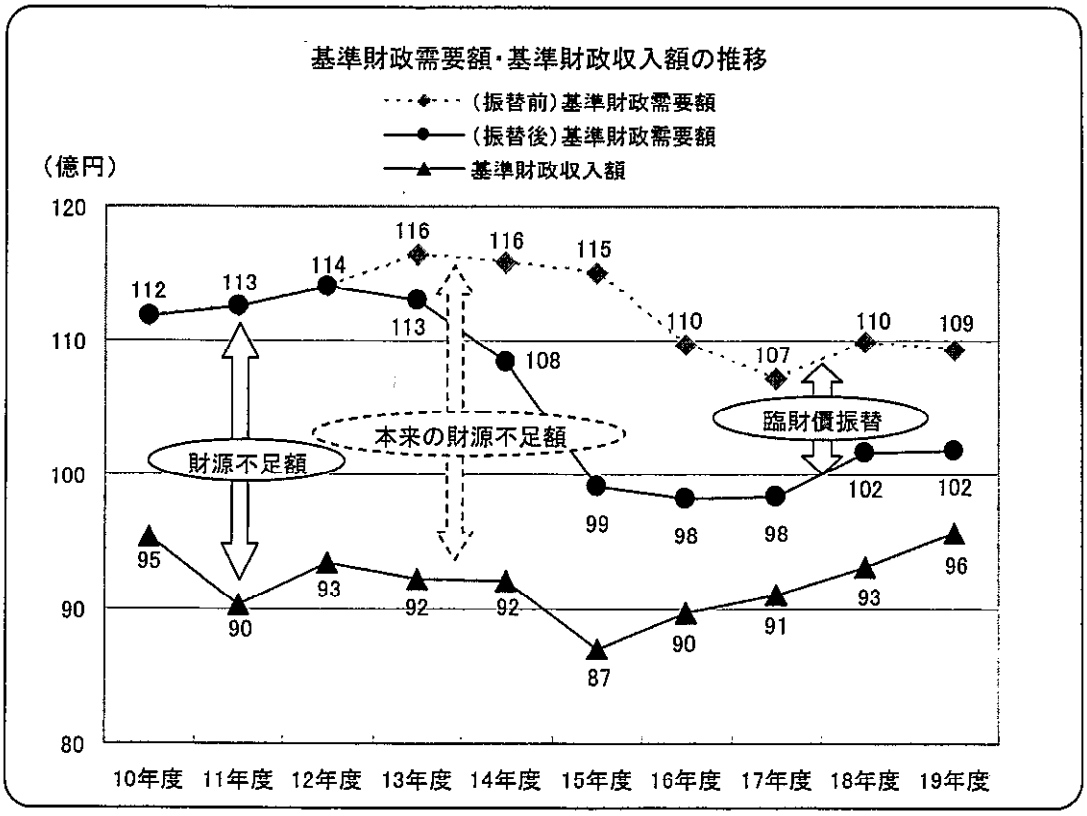

4　歳出

平成19年度の歳出総額は、218億8,108万6千円(前年度比8,985万4千円、0.4%増）となり、２年連続で増加しました。

①　目的別歳出

目的別の主な増要因は、総務費は旧狛江第七小学校用地の一部売却による財産収入の保健福祉施設等建設基金への積立てや、東京都市収益事業組合の収益事業撤退に伴う累積赤字の繰上充用等に対する負担金などにより６億9,889万４千円（27.2%）増、民生費は生活保護費や児童手当、民間保育所整備に対する補助金などにより４億1,374万６千円(5.4%)増となりました。公債費は、公的資金補償金免除による繰上償還をしたこともあり２億8,596万３千円(10.8%)の増となりました。

減要因では、教育費は前年度で緑野小学校の校舎建設が完了したことによる９億7,530万８千円（29.5%）減、衛生費はごみの中間処理施設を運営する多摩川衛生組合に府中市が全域加入したことによる負担金の減や、ごみ減量による収集運搬委託が減となったことなどにより２億3,762万１千円（10.3%）の減となっています。

■平成19年度目的別歳出額の状況

（単位：千円、%）

区分	平成19年度		平成18年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	21,881,086	100.0	21,791,232	100.0	89,854	0.4
議会費	268,135	1.2	305,596	1.4	△37,461	△12.3
総務費	3,267,315	14.9	2,568,421	11.8	698,894	27.2
民生費	8,085,392	37.0	7,671,646	35.2	413,746	5.4
衛生費	2,070,516	9.5	2,308,137	10.6	△237,621	△10.3
労働費	62,622	0.3	58,170	0.3	4,452	7.7
農業費	22,774	0.1	22,269	0.1	505	2.3
商工費	69,211	0.3	74,260	0.3	△5,049	△6.8
土木費	1,643,250	7.5	1,700,577	7.8	△57,327	△3.4
消防費	1,127,888	5.2	1,128,828	5.2	△940	△0.1
教育費	2,325,809	10.6	3,301,117	15.1	△975,308	△29.5
公債費	2,938,174	13.4	2,652,211	12.2	285,963	10.8

平成19年度目的別歳出額の内訳

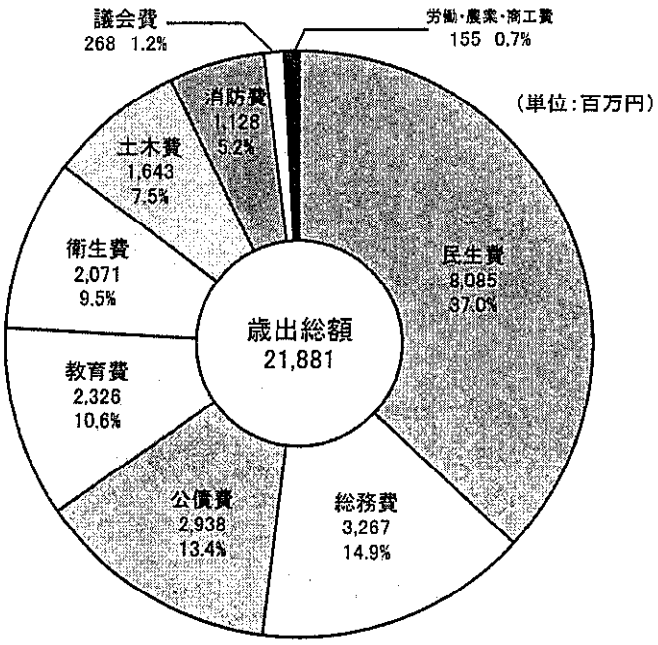

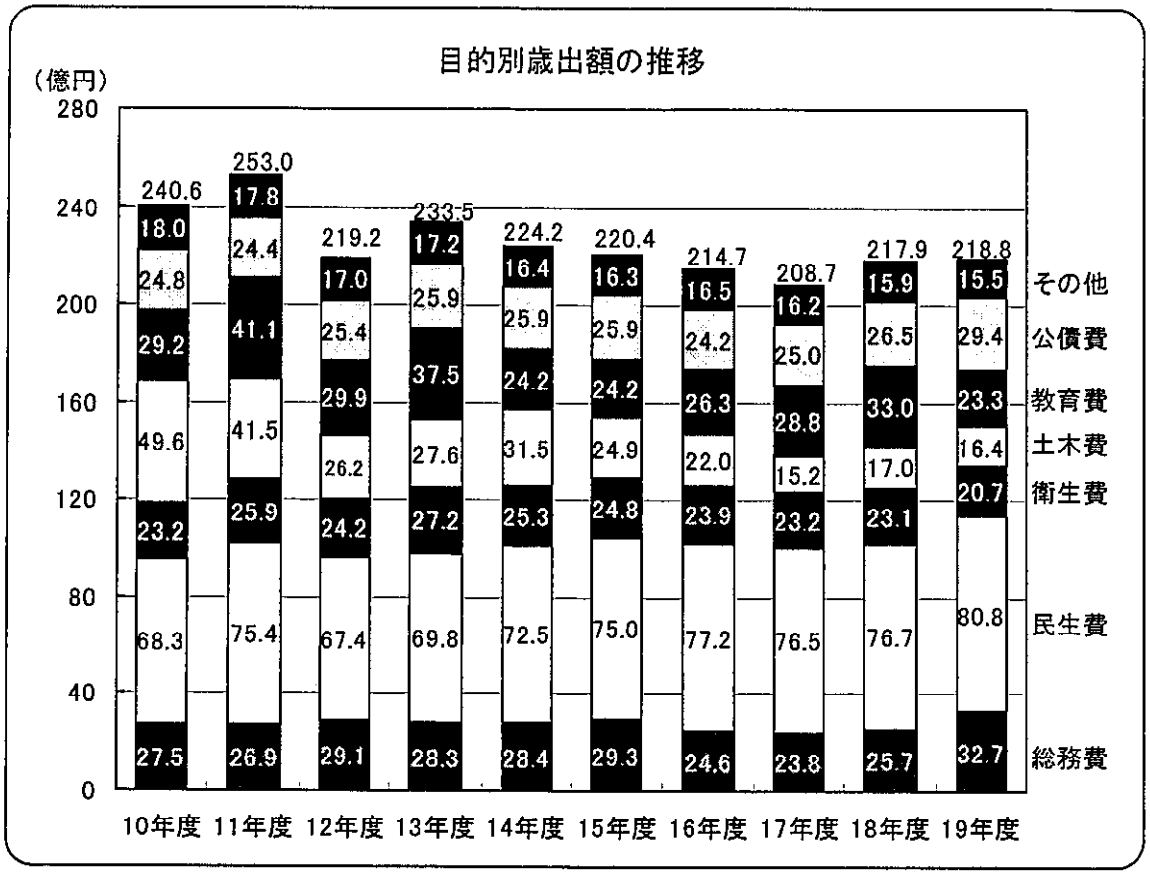

区　分	目　的	平成19年度の主な歳出
議会費	議会運営に関する経費	議会関係費
総務費	総務管理、税務、戸籍、選挙、統計などに関する経費	庁舎維持管理費、職員管理費、文書管理関係費
民生費	社会福祉や高齢者福祉、児童福祉などに関する経費	生活保護費、児童・育成手当、乳幼児医療費助成
衛生費	保健衛生や清掃に関する経費	健康診査、定期予防接種、塵芥処理費
労働費	勤労者に関する経費	勤労者互助会関係費
農業費	農業振興に関する経費	農業振興関係費、市民農園関係費
商工費	商工業や消費者行政に関する経費	商工振興補助、消費経済対策費
土木費	道路や公園などの整備や維持管理に関する経費	道路新設改良費、都市公園維持管理費
消防費	消防や防災に関する経費	常備消防費事務委託費、災害対策関係費
教育費	学校教育や文化・スポーツ振興などの社会教育に関する経費	情報教育推進費、学校維持管理費、体育施設改修工事
公債費	借り入れた市債の返済に関する経費	長期債元金・利子、一時借入金利子

② 性質別歳出

性質別を大きく分けると義務的経費、投資的経費、その他の経費の３つに区分されます。義務的経費は支出が義務付けられ、簡単には削減できない硬直性の強い経費で、前年度より４億 6,789 万３千円（4.3%）増加しました。

■平成19年度性質別歳出額の状況

（単位：千円、%）

区分	平成19年度		平成18年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
歳出総額	21,881,086	100.0	21,791,232	100.0	89,854	0.4
義務的経費	11,272,846	51.5	10,804,953	49.6	467,893	4.3
人件費	4,829,410	22.1	4,899,300	22.5	△69,890	△1.4
うち職員給	3,262,264	14.9	3,378,185	15.5	△115,921	△3.4
扶助費	3,505,262	16.0	3,253,442	14.9	251,820	7.7
公債費	2,938,174	13.4	2,652,211	12.2	285,963	10.8
その他経費	9,779,315	44.7	9,137,578	41.9	641,737	7.0
物件費	3,270,881	14.9	3,175,352	14.6	95,529	3.0
維持補修費	70,443	0.3	75,194	0.3	△4,751	△6.3
補助費等	3,098,270	14.2	3,097,926	14.2	344	0.0
積立金	868,640	4.0	361,035	1.7	507,605	140.6
投資・出資金・貸付金	170	0.0	450	0.0	△280	△62.2
繰出金	2,470,911	11.3	2,427,621	11.1	43,290	1.8
投資的経費	828,925	3.8	1,848,701	8.5	△1,019,776	△55.2
普通建設事業費	828,925	3.8	1,848,701	8.5	△1,019,776	△55.2
補助事業費	48,419	0.2	733,034	3.4	△684,615	△93.4
単独事業費	780,506	3.6	1,115,667	5.1	△335,161	△30.0
その他事業費	0	0.0	0	0.0	0	-

義務的経費のうち人件費は、職員数の削減や議員報酬の削減などにより 6,989 万円（1.4%）減となりましたが、扶助費は生活保護費、児童手当、自立支援医療給付費などにより２億 5,182 万円（7.7%）増、公債費は繰上償還により２億 8,596 万３千円（10.8%）増となりました。人件費は７年連続で減少していますが、扶助費と公債費はこれまでで最も多くなっています。

平成19年度性質別歳出額の内訳

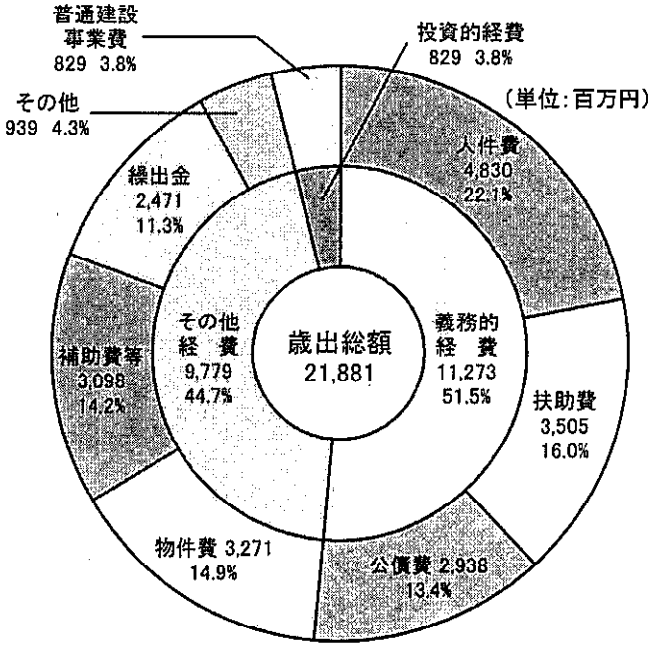

その他の主な増減要因は、積立金が、保健福祉施設等建設基金への積立てなどにより5億760万5千円（140.6%）増、普通建設事業費は、市民プール改修工事や元和泉テニスコート改修・スリーオンスリーコート整備工事などがありましたが、前年度に比べ大きな事業が少なかったため 10 億 1,977 万6千円（55.2%）の減となりました。

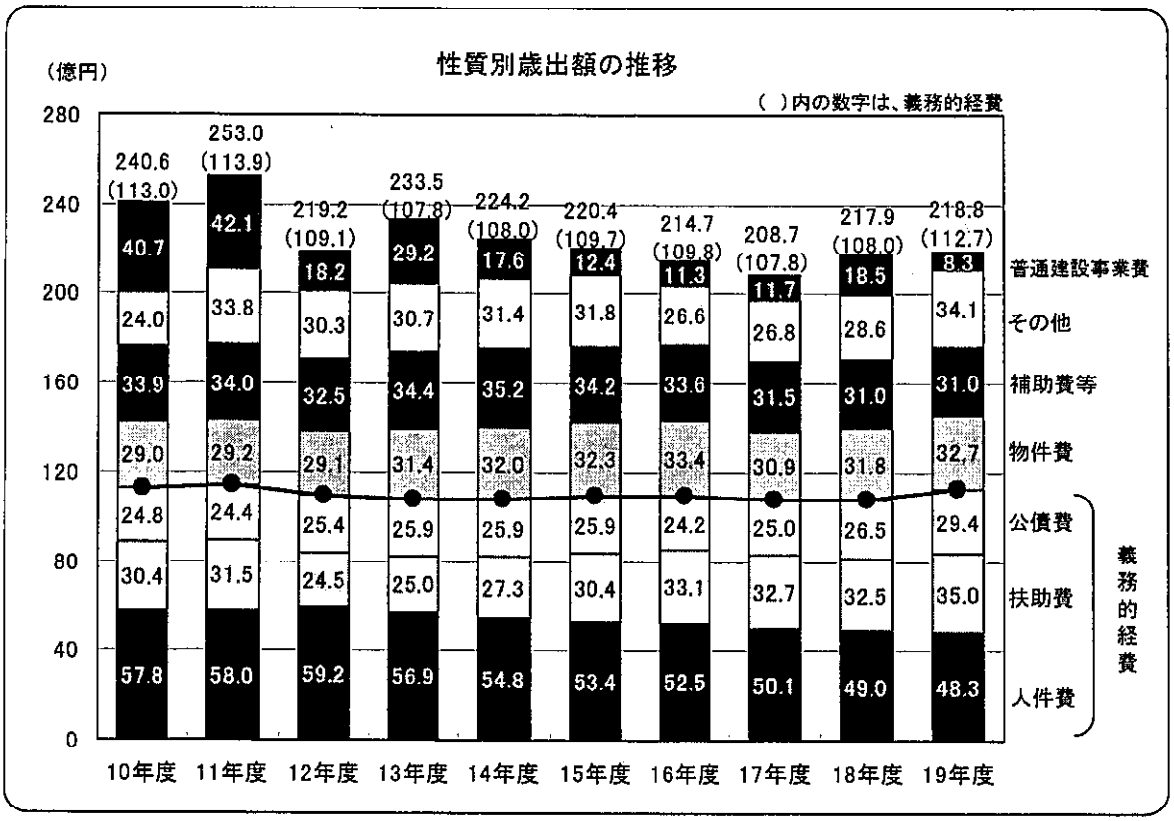

区分		性質
義務的経費	人件費	職員給与や議員報酬など人に関する経費
	扶助費	高齢者、児童、障がい者などを支援する経費
	公債費	借り入れた市債の返済に関する経費
その他の経費	物件費	賃金、役務費、委託料など消費的な経費
	維持補修費	市が管理する公共施設などの修繕・維持に関する経費
	補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金
	積立金	特定の目的のために設けられた基金に積み立てる経費
	繰出金	特別会計へ繰り出す経費
投資的経費（普通建設事業費）		公共施設の建設など社会資本整備に関する経費

・人件費

普通会計の職員数は、この10年で134人（23.0%）減少しました。人件費・職員給も減少を続けています。

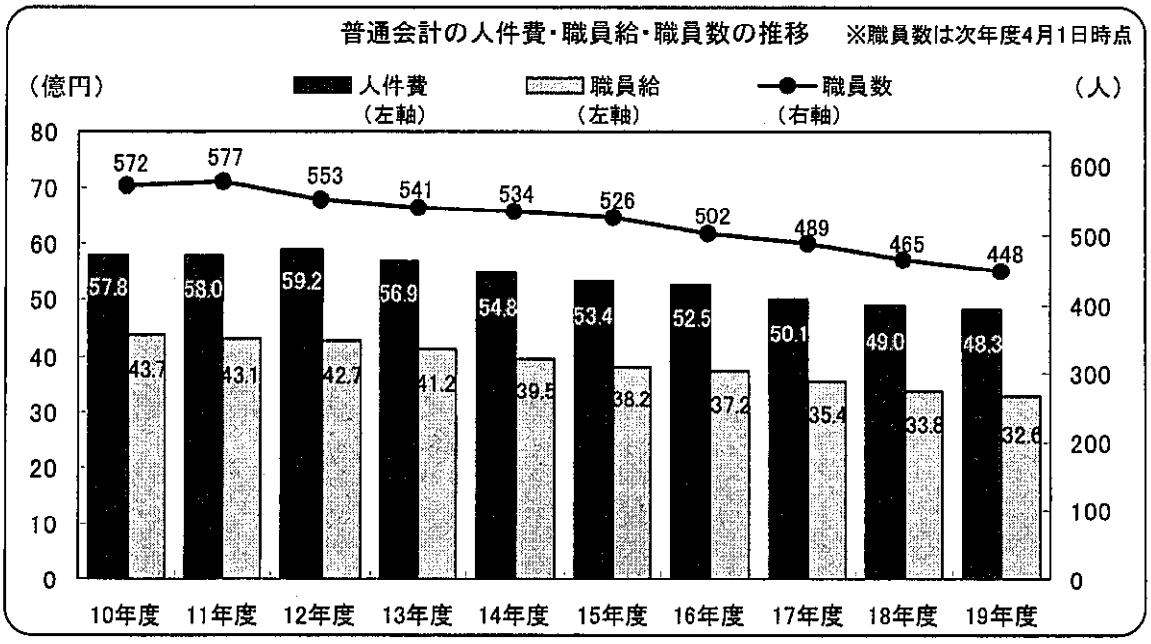

・扶助費

児童福祉費は制度改正による要件の緩和や手当支給対象者の増に伴い、また生活保護費は生活保護受給者の増に伴い増加しています。

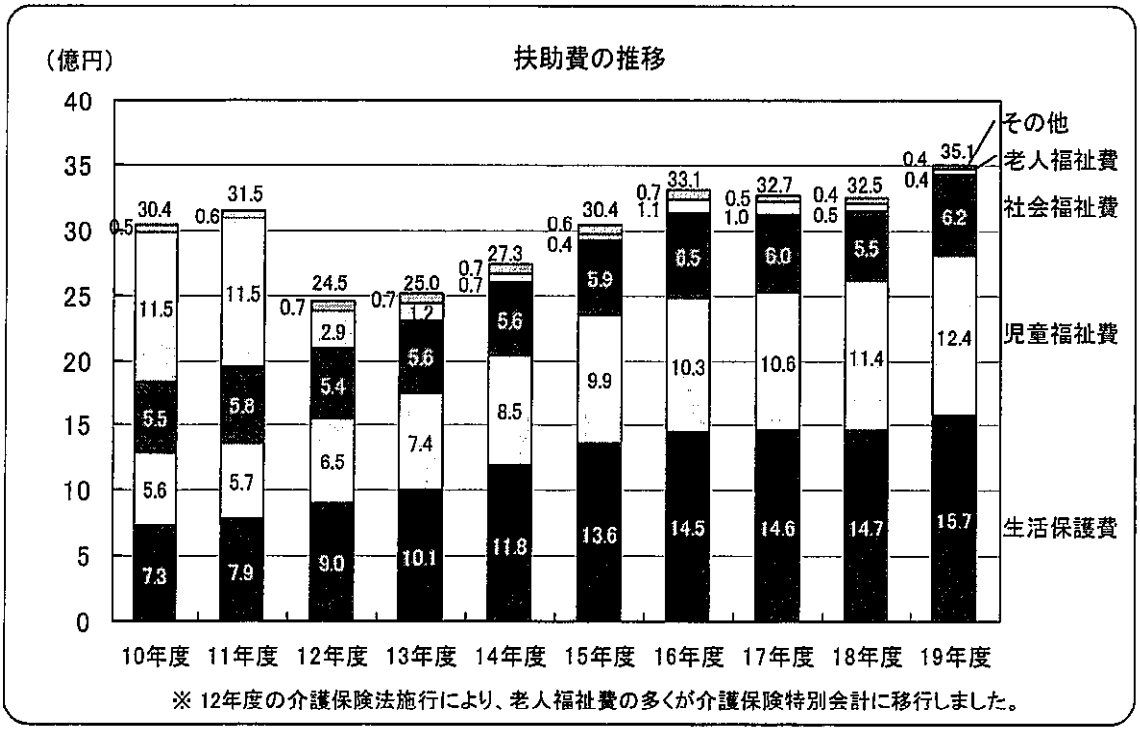

・公債費

公債費はこれまでに借り入れた市債の元金と利子の合計です。元金分が増加し、利子分が減少する傾向にあります。

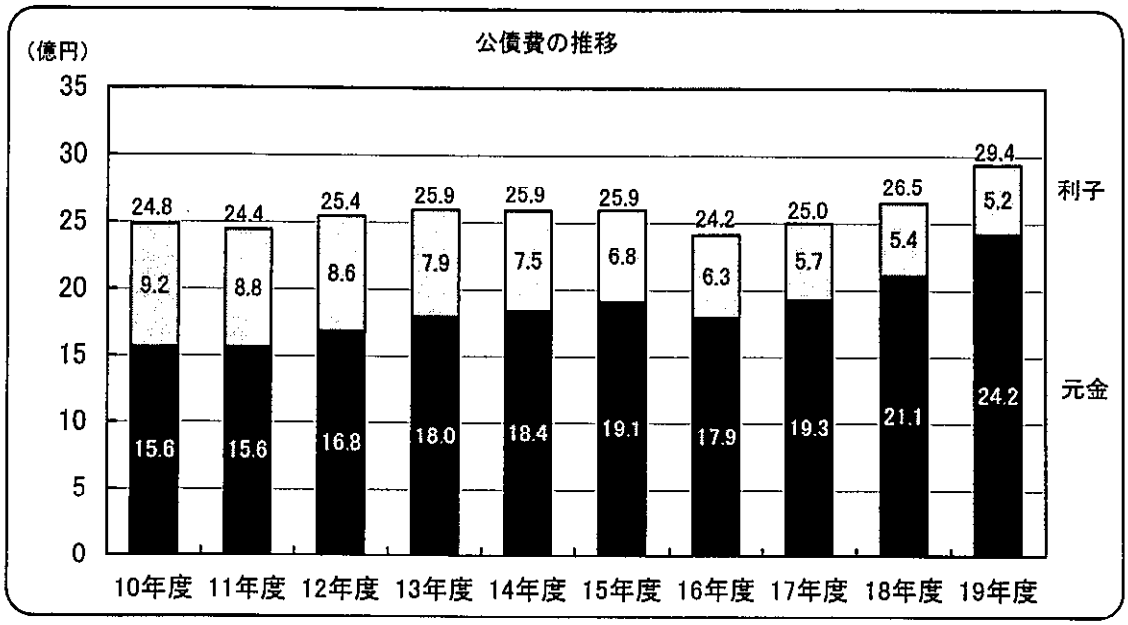

5　基金の状況

基金を大きく分けると、年度間の財源不足を調整するための基金と特定の目的のために積み立てている基金があります。

財政調整基金は、経済状況などにより変動する市の収入に対応して、あらかじめ積み立てておくことによって市の財政状況の変化に対応し、安定した財政運営ができるようにするものですが、19年度末残高は1億3,325万1千円で狛江市の財政規模に比べて少ないため、今後積み立てていく必要があります。減債基金は、公債費を計画的に償還するためのものであり、19年度は公的資金補償金免除の繰上償還に充当するために取り崩しました。

特定目的基金は、保健福祉施設等建設基金に旧狛江第七小学校用地の売却による財産収入を積み立てたことにより、残高は7億8,375万円になりました。緑化基金は、2,779万3千円を積み立てましたが、公園の緑化や自然保護のために6,500万円取り崩し、残高は1億6,869万5千円になりました。基金全体での残高は12億4,750万7千円となり、対前年度比4億7,999万2千円（62.5%）の増となりました。

■基金の状況

（単位：千円）

区分	18年度末残高	19年度積立金	19年度取崩額	19度末残高
財政調整基金	294,180	719	161,648	133,251
減債基金	100,770	61,646	162,000	416
特定目的基金	352,265	806,275	65,000	1,093,540
保健福祉施設等建設基金	15,520	768,230	0	783,750
清掃施設建設基金	14,250	10,028	0	24,278
都市整備事業基金	3,060	6	0	3,066
緑化基金	205,902	27,793	65,000	168,695
博物館建設基金	93,003	178	0	93,181
図書館建設基金	20,530	40	0	20,570
土地開発基金	20,300	0	0	20,300
合計	767,515	868,640	388,648	1,247,507

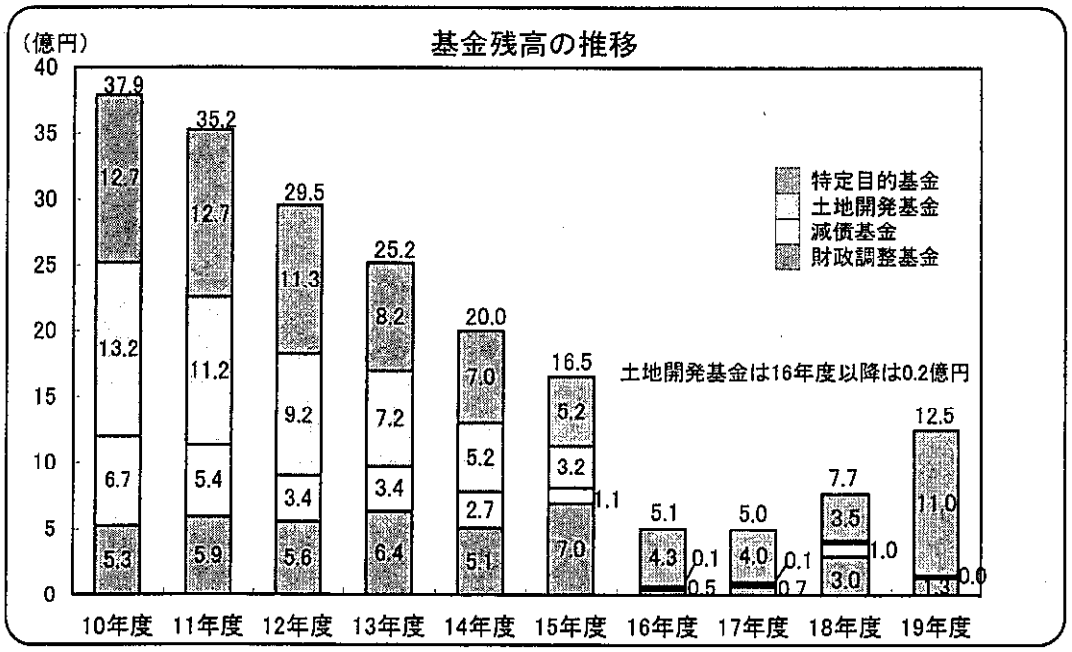

6　市債の状況

市債は多額の財源を必要とする道路や学校などの建設事業を行うときに発行し、後年度に分割返済することによって負担を平準化することができます。

市債は大きく分けて、特定の建設事業に充てる建設事業債と、特定の建設事業に充てるのではなく一般財源の不足を補うための臨時財政対策債があります。

平成 19 年度の借入額は９億 8,500 万円で、昨年度と比べ８億 9,910 万円（47.7％）減少しました。建設事業債は、対前年度比６億 8,030 万円（73.5％）の減、臨時財政対策債は 8,000 万円（9.8％）の減、また定率減税の廃止に伴い地方税の減税による減収分を補てんするための減税補てん債が廃止されました。

元利償還額は、これまでで最も多く 29 億 3,758 万９千円となり、対前年度比２億 8,735 万円（10.8％）増加しました。そのうち、元金償還額は、過去に高利率で借入した起債の一部を公的資金補償金免除により２億 364 万８千円繰上償還したこともあり、24 億 1,836 万４千円で対前年度比３億 1,102 万６千円（14.8％）増加しました。

年度末残高は、18 年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、19 年度末は 228 億 5,442 万２千円で対前年度比 14 億 3,336 万４千円（5.9％）減少しました。

■市債借入額・元金償還額・残高の推移

（単位：百万円）

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
借　入　額	1,894	2,132	931	1,975	1,567	2,171	1,815	1,622	1,884	985
元金償還額	1,561	1,563	1,683	1,795	1,837	1,910	1,786	1,927	2,107	2,418
市債残高	24,801	25,370	24,617	24,797	24,526	24,787	24,816	24,511	24,288	22,855

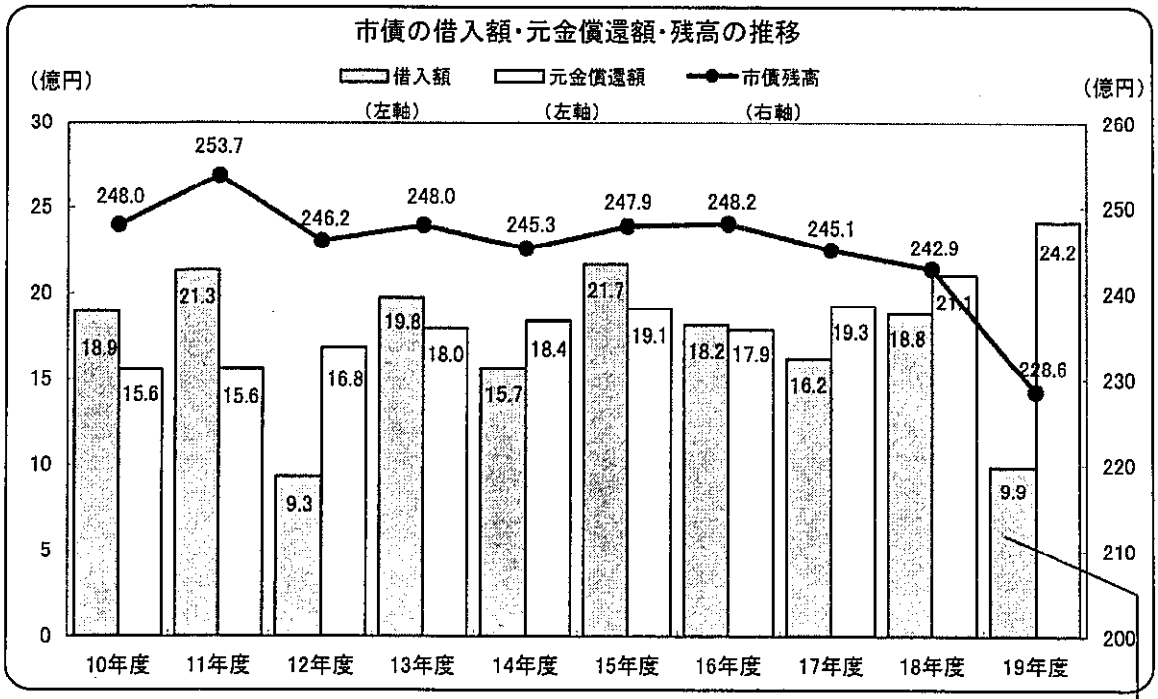

平成19年度借入
市道整備事業債　9,960万円
市民プール改修事業債　1億4,540万円
臨時財政対策債　7億4,000万円

7　市財政の状況

①　健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により平成 19 年度決算から健全化判断比率の４指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を算定し、監査委員の審査に付したうえで議会へ報告し、公表することが規定されました。この比率が、標準財政規模に応じた一定の基準（早期健全化基準、財政再生基準）を超えた場合に、財政健全化計画又は財政再生計画の策定が義務付けられることになります。

平成 19 年度決算は、国民健康保険特別会計と老人保健医療特別会計で赤字となりましたが、全会計では５億 441 万１千円の黒字となり、実質収支、連結実質収支ともに黒字になりました。また、実質公債費比率と将来負担比率においても基準の範囲内です。

■平成19年度健全化判断比率

（単位：%）

	19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	12.86	20.00
連結実質赤字比率	－	17.86	40.00
実質公債費比率	9.5	25.0	35.0
将来負担比率	99.6	350.0	

※実質収支または連結実質収支が黒字の場合は、実質赤字比率または連結実質赤字比率は「－」で表示

標準財政規模・・・地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な経常的な一般財源の規模で、地方交付税法に基づき一定の算式で算出された税収入額等に普通交付税を加えた数値

実質赤字比率・・・普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業会計の元利償還金の財源に充てたと認められる繰入金、一部事務組合等の元利償還金の財源に充てたと認められる負担金など）の標準財政規模に対する比率

将来負担比率・・・一般会計等が公営企業及び一部事務組合、地方公社、第三セクターなども含めた将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

② 実質的な収支

「実質的な収支」とは、単年度収支に実質的な黒字要素である財政調整基金、減債基金及び土地開発基金への積立額と市債の繰上償還額を加え、赤字要素である財政調整基金・減債基金及び土地開発基金の取崩額を差し引いた額であり、当該年度でこれらの黒字・赤字要素が歳入歳出面で措置されなかった場合、単年度収支がどのようになっていたかをみるものです。

平成 19 年度の実質的な収支は、7,171 万 7 千円の赤字となり、この 10 年間の実質的な収支を累積していくと約 20 億 7,600 万円の赤字になっています。

■実質的な収支の推移

（単位：百万円）

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
実質収支		306	452	325	455	234	572	645	527	597	583
単年度収支		△308	146	△127	130	△221	338	73	△118	69	△14
黒字要素	積立金	392	312	351	256	343	473	0	114	344	62
	繰上償還額	159	0	25	0	0	1	0	0	3	204
赤字要素	積立金取崩額	△463	△579	△785	△380	△735	△647	△1,053	△87	△30	△324
実質的な収支		△220	△121	△536	6	△613	165	△980	△91	386	△72
この10年間の実質的な収支の累積額		△220	△341	△877	△871	△1,484	△1,319	△2,299	△2,390	△2,004	△2,076

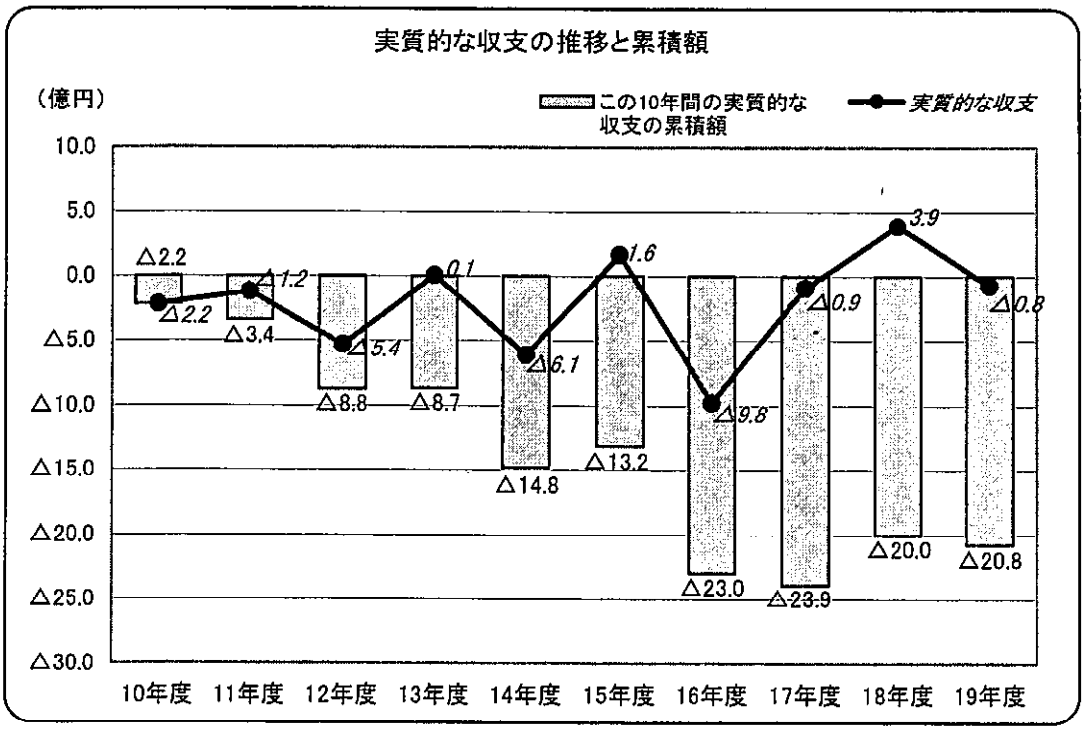

③　経常収支比率

経常収支比率は、経常的な経費（歳出）に充当された一般財源と経常一般財源（歳入）の比率です。経常経費は簡単に縮減できないことから財政構造の弾力性を表し、数値が低いほど市独自の施策に充当できる財源が大きく、高いほど財政が硬直化していることを示しています。

平成19年度は前年度より1.7ポイント上回り、97.9%となりました。経常経費充当一般財源（歳出）は、補助費等や人件費、物件費の減により5億3,339万5千円（3.8%）の減となりました。

しかし、経常一般財源（歳入）は、税源移譲により市税が増となっているものの、税制改正による所得譲与税と減税補てん特例交付金の廃止や普通交付税の減などにより7億9,005万円（5.4%）の減となり、歳出の減を上回ったことにより経常収支比率が前年度より上回りました。

■経常収支比率等の推移

（単位:百万円）

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常経費充当一般財源	13,760	14,015	14,108	14,307	14,591	14,347	14,370	13,775	13,949	13,415
経常一般財源総額	13,576	14,244	14,147	14,973	14,297	14,536	13,829	13,746	14,499	13,709
経常収支比率	101.4%	98.4%	99.7%	95.6%	102.1%	98.7%	103.9%	100.2%	96.2%	97.9%

※13年度以降は減税補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた率

※12年度以前は減税補てん債を経常一般財源に加えない率

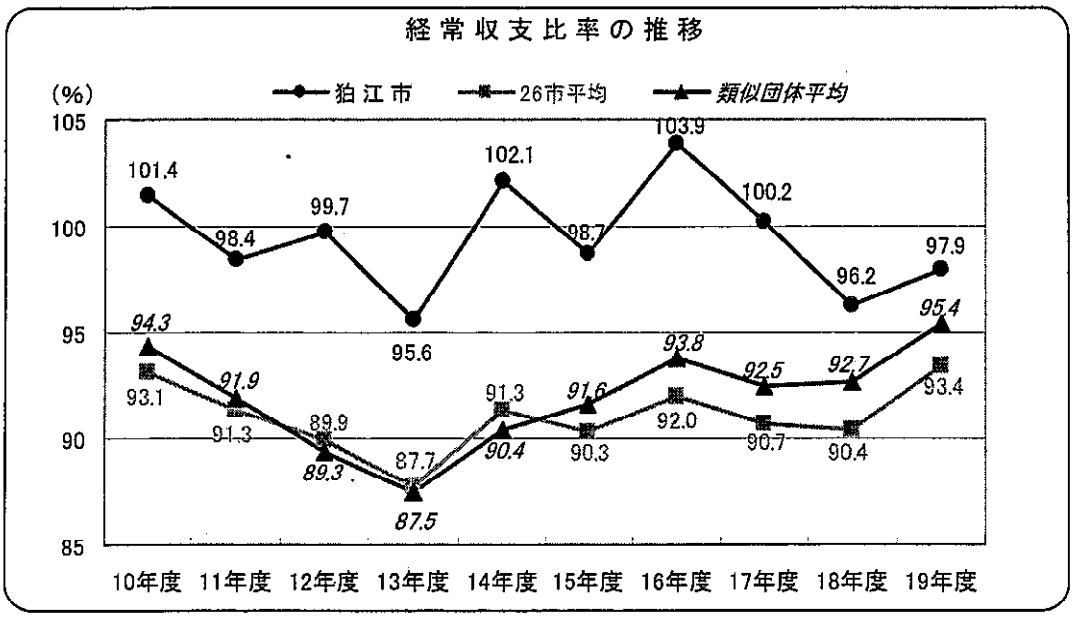

経常収支比率の性質別構成比を 26 市平均と類似団体平均とで比較してみると公債費の比率が 26 市で最も高く、補助費等、繰出金も高い比率となっています。逆に、扶助費、物件費は 26 市の中でも低い比率になっています。

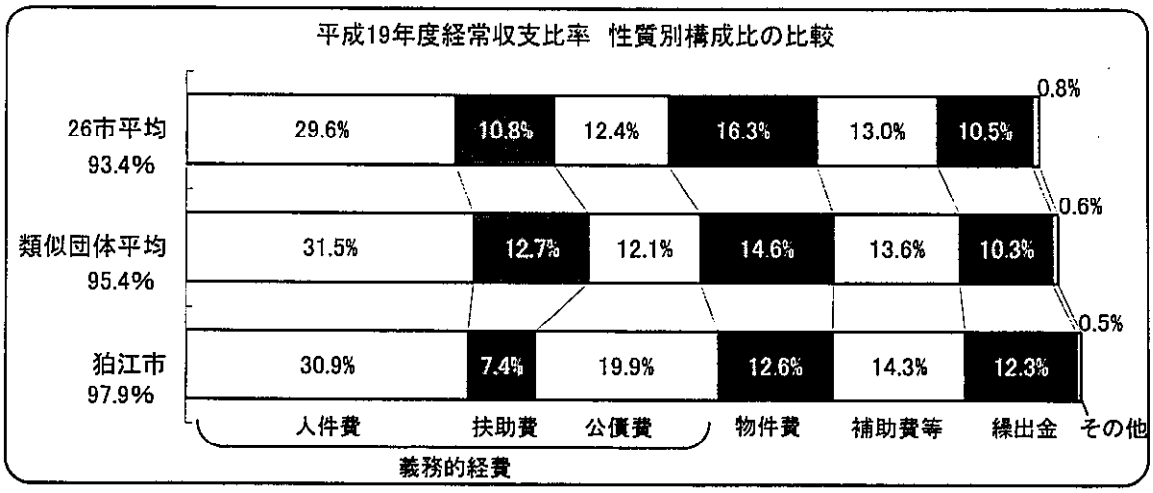

狛江市の経常収支比率の性質別構成比の推移をみると、人件費、物件費、補助費が減少傾向で、公債費、繰出金が増加傾向にあります。

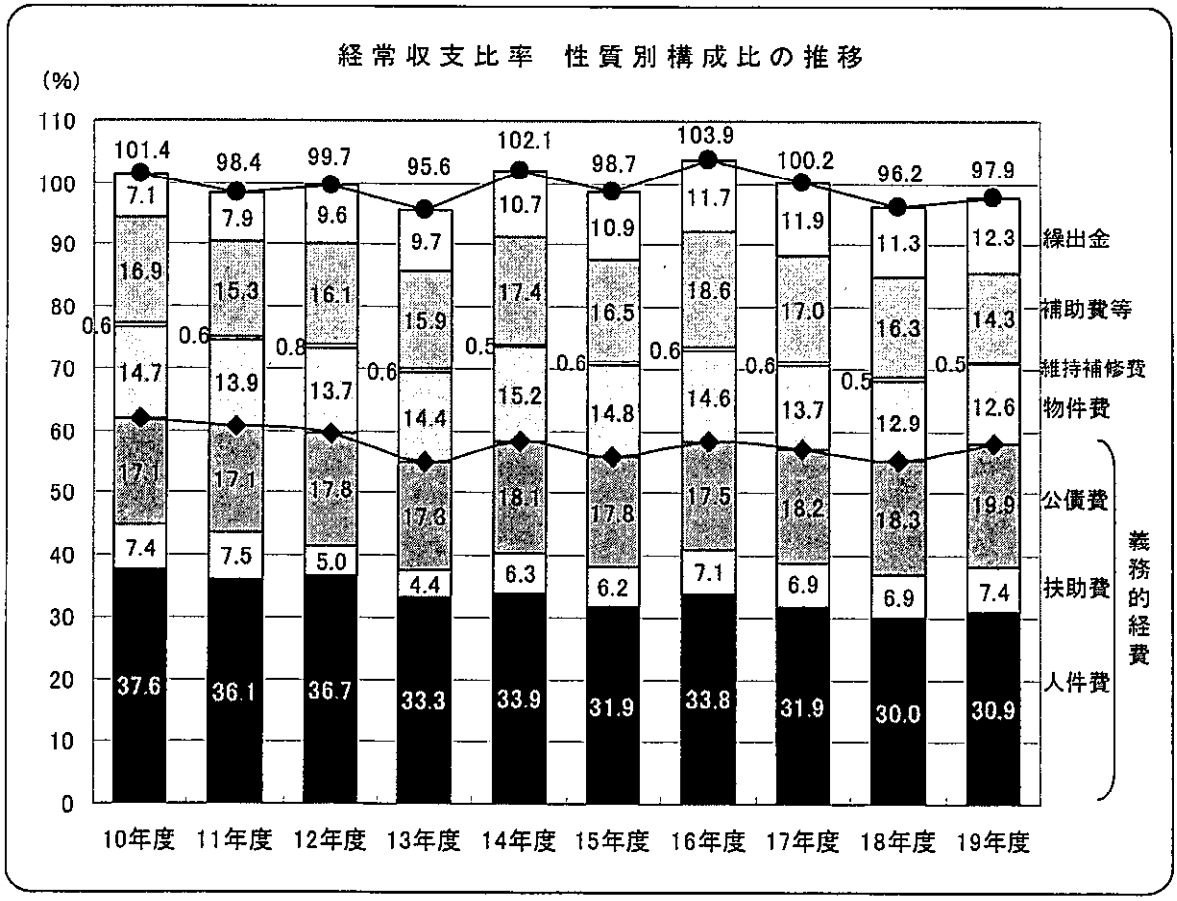

④ 財政力指数

財政力指数は、自治体の財政力の強弱を測る指標であり、国から交付される普通交付税にどれだけ頼らずに財政運営しているかを表しています。1を超えるほど普通交付税算定上では留保財源（自治体の独自の財源）が多く、財源に余裕があるとされています。

市の財政力指数は年々上昇し、3か年平均で0.927、単年度では0.939となりました。

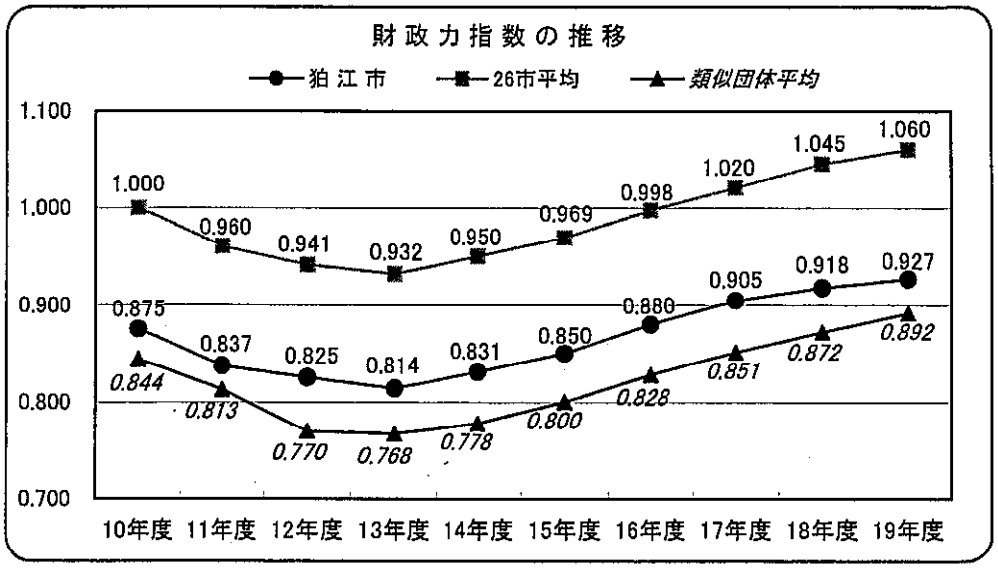

［算定式］

財政力指数＝（基準財政収入額÷基準財政需要額）の過去3年間の平均値

8　財務諸表

地方公共団体の会計は、その年度のお金の出入りを歳入と歳出に単純に分けた「単式簿記・現金主義」を採用しています。この制度では資産や負債の状況がどのようになっているのか、年間にどれくらいの行政コストがかかっているのかということが分かりにくくなっています。これに対応するため、民間企業の「複式簿記・発生主義」に基づく会計手法を導入した財務諸表を作成しています。

平成18年8月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」では、地方公会計改革として一部事務組合等も含めた連結ベースでの財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を平成21年度秋（平成20年度決算）に公表することが求められています。

平成19年度決算については、平成19年10月に示された「新地方公会計制度実務研究会報告書」に基づき総務省方式改定モデルで普通会計ベースでの財務書類4表を作成しました。

①　貸借対照表

現在の公会計制度は、1年間の現金の出入りの結果を表しているのに対し、貸借対照表は、過去から今まで、財政運営により蓄積された資産や負債の状況を総括的に表したものです。

これにより市が住民サービスを提供するための資産をどれだけ持っているのか、また、それを形成するために今までの世代がどれだけ負担してきたのか、将来の世代がこれからどれだけ負担していくのかが分かります。

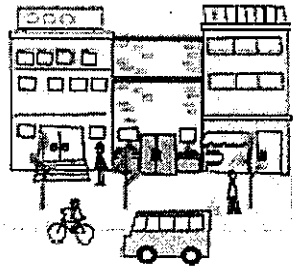

■貸借対照表 （平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

借方				貸方		
[資産の部]				[負債の部]		
1 公共資産				1 固定負債		
(1) 有形固定資産				(1) 地方債	20,725	
① 生活インフラ・国土保全	77,150			(2) 長期未収金		
② 教育	47,135			① 物件の購入等		
③ 福祉	5,231			② 債務保証又は損失補償		
④ 環境衛生	2,879			③ その他		
⑤ 産業振興	73			長期未払金計	0	
⑥ 消防	598			(3) 退職手当引当金	5,231	
⑦ 総務	3,775			固定負債合計		25,956
有形固定資産合計		136,841				
(2) 売却可能資産		2,608		2 流動負債		
公共資産合計			139,449	(1) 翌年度償還予定地方債	2,129	
				(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）		
2 投資等				(3) 未払金		
(1) 投資及び出資金				(4) 翌年度支払予定退職手当	594	
① 投資及び出資金	15			(5) 賞与引当金	294	
② 投資損失引当金				流動負債合計		3,017
投資及び出資金計		15				
(2) 貸付金		7		負債合計		28,973
(3) 基金等						
① 退職手当目的基金						
② その他特定目的基金	1,094			[純資産の部]		
③ 土地開発基金	20			1 公共資産等整備国県補助金等		28,692
④ その他定額運用基金						
⑤ 退職手当組合積立金	0			2 公共資産等整備一般財源等		97,454
基金等計		1,114				
(4) 長期延滞債権		244		3 その他一般財源等		△ 14,020
(5) 回収不能見込額		152				
投資等合計			1,532	4 資産評価差額		810
				純資産合計		112,936
3 流動資産						
(1) 現金預金						
① 財政調整基金	133					
② 減債基金	0					
③ 歳計現金	583					
現金預金計		716				
(2) 未収金						
① 地方税	123					
② その他	11					
③ 回収不能見込額	78					
未収金計		212				
流動資産合計			928			
資産合計			141,909	負債・純資産合計		141,909

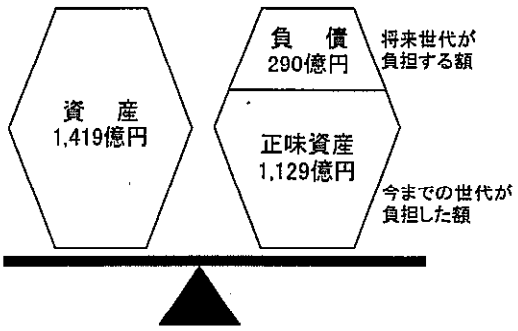

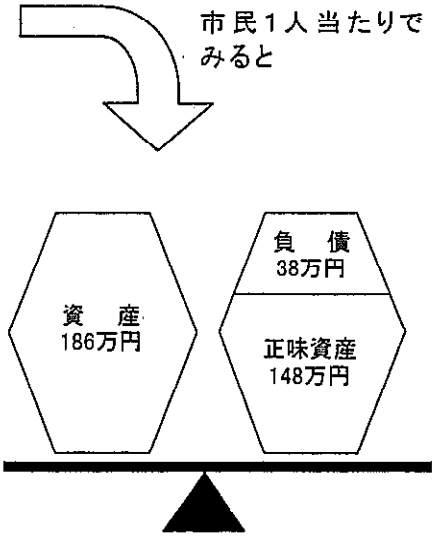

② 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、1年間の行政活動のうち福祉や教育などといった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価である受益者負担などによる財源を対比させたものです。

平成19年度の行政コストは、194億12百万円で、市民1人当たりでは25万円でした。目的別では福祉サービスに対するコストが最も多くなっています。

■行政コスト計算書（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

【経常行政コスト】 （単位：百万円）

		総額	（構成比率）	生活インフラ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他行政コスト
1	(1) 人件費	4,069	21.0%	346	797	1,317	225	51	13	1,124	196			
	(2) 退職給与引当金繰入等	625	3.2%	53	123	202	34	8	2	173	30			
	(3) 賞与引当金繰入額	294	1.5%	18	49	107	18	3		81	18			
	小　計	4,988	25.7%	417	969	1,626	277	62	15	1,378	244			
2	(1) 物件費	3,271	16.8%	243	738	644	891	64	60	614	17			
	(2) 維持補修費	70	0.4%	24	31	8	2		1	4				
	(3) 減価償却費	1,250	6.4%	332	456	199	121	3	61	78				
	小　計	4,591	23.6%	599	1,225	851	1,014	67	122	696	17			
3	(1) 社会保障給付	3,505	18.1%		41	3,464								
	(2) 補助費等	3,098	16.0%	3	227	635	914	36	1,033	242	8			
	(3) 他会計等への支出額	2,471	12.7%	619		1,852								
	(4) 他団体への公共資産整備補助金	181	0.9%	133		48								
	小　計	9,255	47.7%	755	268	5,999	914	36	1,033	242	8			
4	(1) 支払利息	520	2.7%									520		
	(2) 回収不能見込計上額	27	0.1%										27	
	(3) その他行政コスト	31	0.2%											31
	小　計	578	3.0%									520	27	31
経常行政コスト a		19,412		1,771	2,462	8,476	2,205	165	1,170	2,316	269	520	27	31
	（構成比率）			9.1%	12.7%	43.7%	11.4%	0.8%	6.0%	11.9%	1.4%	2.7%	0.1%	0.2%

【経常収益】

															一般財源振替額
1 使用料・手数料	b	670		40	31	145	337	6		39					72
2 分担金・負担金・寄付金	c	91		2		89									
経常収益合計（b＋c）	d	761		42	31	234	337	6		39					72
d／a		3.9%		2.4%	1.3%	2.8%	15.3%	3.6%		1.7%					
（差引）純経常行政コスト	a−d	18,651		1,729	2,431	8,242	1,868	159	1,170	2,277	269	520	27	31	△72

③ 純資産変動計算書

純資産計算書は、貸借対照表の純資産が１年間でどのように変動したかを表しています。

■純資産変動計算書（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（単位：百万円）

	純資産合計	公共資産等整備国県補助金等	公共資産等整備一般財源等	その他一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	111,668	28,898	96,205	△13,435	
純経常行政コスト	△18,651			△18,651	
一般財源					
地方税	11,787			11,787	
地方交付税	826			826	
その他行政コスト充当財源	1,830			1,830	
補助金等受入	4,360	194		4,166	
臨時損益					
災害復旧事業費					
公共資産除売却損益	306			306	
投資損失					
科目振替					
公共資産整備への財源投入			127	△127	
公共資産処分による財源増		△4	△529	533	
貸付金・出資金等への財源投入			779	△779	
貸付金・出資金等への回収等による財源増			△167	167	
減価償却による財源増		△396	△854	1,250	
地方債償還に伴う財源振替			1,893	△1,893	
資産評価替えによる変動額	783				783
無償受贈資産受入	27				27
その他					
期末純資産残高	112,936	28,692	97,454	△14,020	810

④　資金収支計算書

資金収支計算書は、行政活動を資金の流れからみたものであり、「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」の３区分に分けて表示しています。

経常的収支の部で生じた収支余剰（黒字）で公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の収支不足（赤字）を補てんしており、19年度末の歳計現金残高は５億83百万円になりました。

■資金収支計算書（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（単位:百万円）

1　経常的収支の部	
人件費	4,829
物件費	3,271
社会保障給付	3,505
補助金等	3,098
支払利息	520
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	2,053
その他支出	71
支出合計	17,347
地方税	11,815
地方交付税	826
国県補助金等	4,001
使用料・手数料	671
分担金・負担金・寄付金	92
諸収入	386
地方債発行額	740
基金取崩額	185
その他収入	1,190
収入合計	19,906
経常的収支額	2,559

2　公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	646
公共資産整備補助金等支出	183
他会計等への建設費充当財源繰出支出	
支出合計	829
国県補助金等	358
地方債発行額	245
基金取崩額	
その他収入	
収入合計	603
公共資産整備収支額	△ 226

3　投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	
貸付金	
基金積立金	869
定額運用基金への繰出支出	
他会計等への公債費充当財源繰出支出	418
地方債償還額	2,418
支出合計	3,705
国県補助金等	
貸付金回収額	1
基金取崩額	204
地方債発行額	245
公共資産等売却収入	871
その他収入	37
収入合計	1,358
投資・財務的収支額	△ 2,347

当年度歳計現金増減額	△ 14
期首歳計現金残高	597
期末歳計現金残高	583

9　特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計から切り離して経理する会計です。

特別会計への繰出金の推移をみると、高齢者の増加に伴い介護保険特別会計や老人保健医療特別会計への繰出金の増加が顕著に見られます。

国民健康保険特別会計については、法令などで一定割合を一般会計で負担することが義務付けられている法定分と国民健康保険税の収入などだけでは賄いきれない赤字分を繰出金として一般会計から支出しています。平成19年度では、約5億9千万円の赤字分の繰出しをしており、一般会計を圧迫している要因の一つになっています。

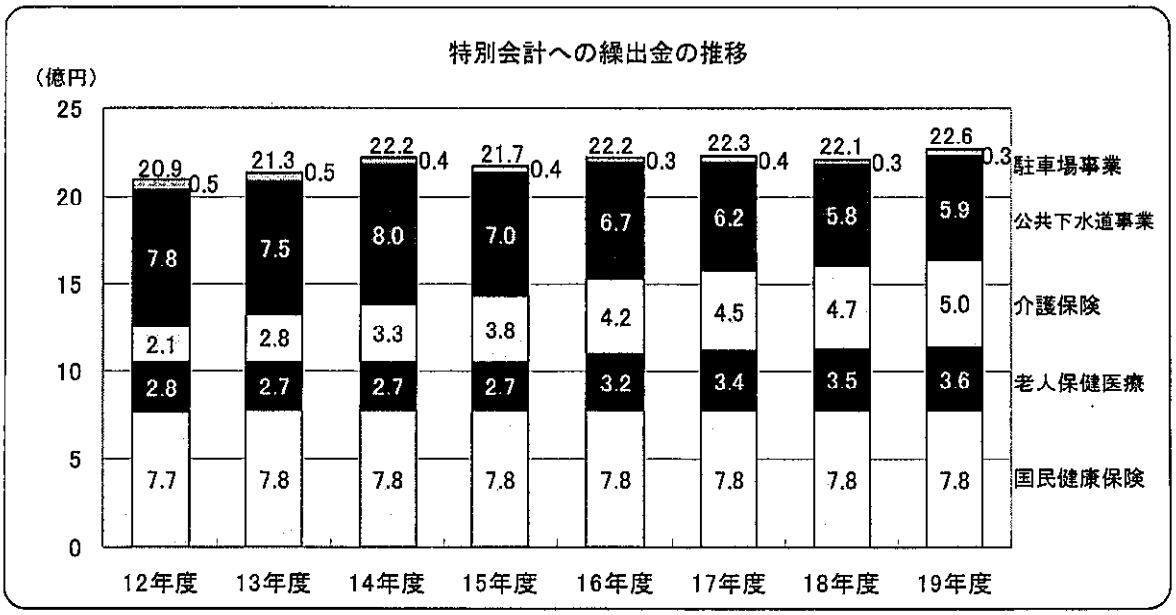

① 国民健康保険特別会計

病気やケガなどで医療機関等にかかるときには、保険証が必要です。サラリーマンの方は社会保険、市の職員は共済組合保険、その他にも保険の種類はありますが、自営業の方や会社を退職された方などは市の国民健康保険に加入しています。

この国民健康保険特別会計は、加入者の納める国民健康保険税を収入源に運営しています。その他、国や都からの支出金や共同事業交付金などが歳入になります。

病院への支払いのうち、皆さんが支払う金額は全体の 1～3割で、残りの7～9割はその方が加入している保険から病院に支払われます。このうち、国民健康保険に加入している方の分がこの会計から支払われています。その他、社会保険診療報酬支払基金への老人保健医療費等拠出金や介護納付金の支払いなどがあります。

■平成19年度国民健康保険特別会計決算状況

（単位：千円）

	平成19年度	平成18年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	7,728,340	7,033,427	694,913	9.9%
歳出総額	7,945,960	7,355,528	590,432	8.0%
差引額	△ 217,620	△ 322,101		

※ 不足分2億1,762万円は平成20年度予算から繰上充用しています。

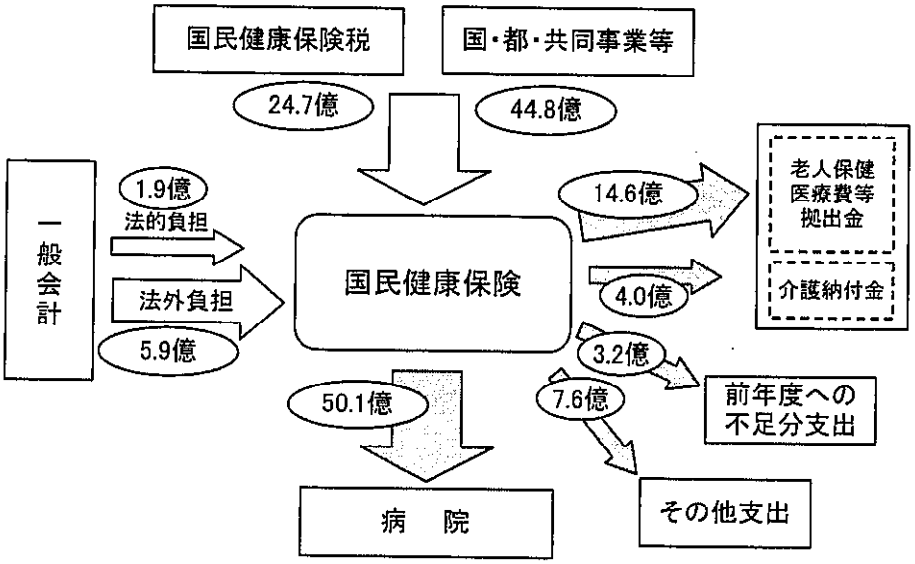

加入者の増加に合わせて医療費も年々増加し、国民健康保険税や国や都などからの補助だけで運営することが難しい状況になっています。そのため本来は独立して財政運営している一般会計から負担しており、平成19年度は法的な負担を除くと約5億9千万円の負担（繰出金）がありました。

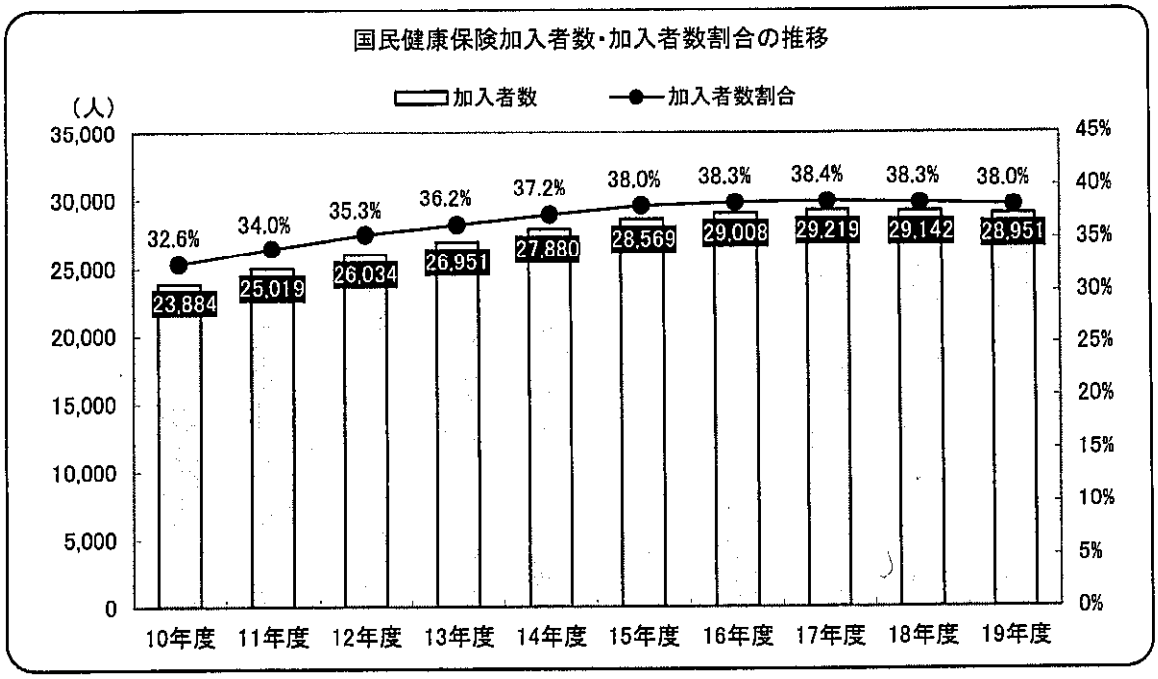

※加入者数は年間平均で、加入者数割合は各年度末の住民基本台帳人口のうち加入者数の割合です。

② 老人保健医療特別会計

老人保健制度は疾病の予防、治療、機能訓練などの総合的な保健事業を実施するとともに、老人福祉の増進を図ることを目的に、75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいを有する方を含む。）を対象に医療費の給付を行っています。

なお、老人保健制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に変わりました。

■平成19年度老人保健医療特別会計決算状況

（単位：千円）

	平成19年度	平成18年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	5,179,203	5,194,685	△ 15,482	△0.3%
歳出総額	5,256,113	5,244,431	11,682	0.2%
差引額	△ 76,910	△ 49,746		

※ 不足分7,691万円は平成20年度予算から繰上充用しています。

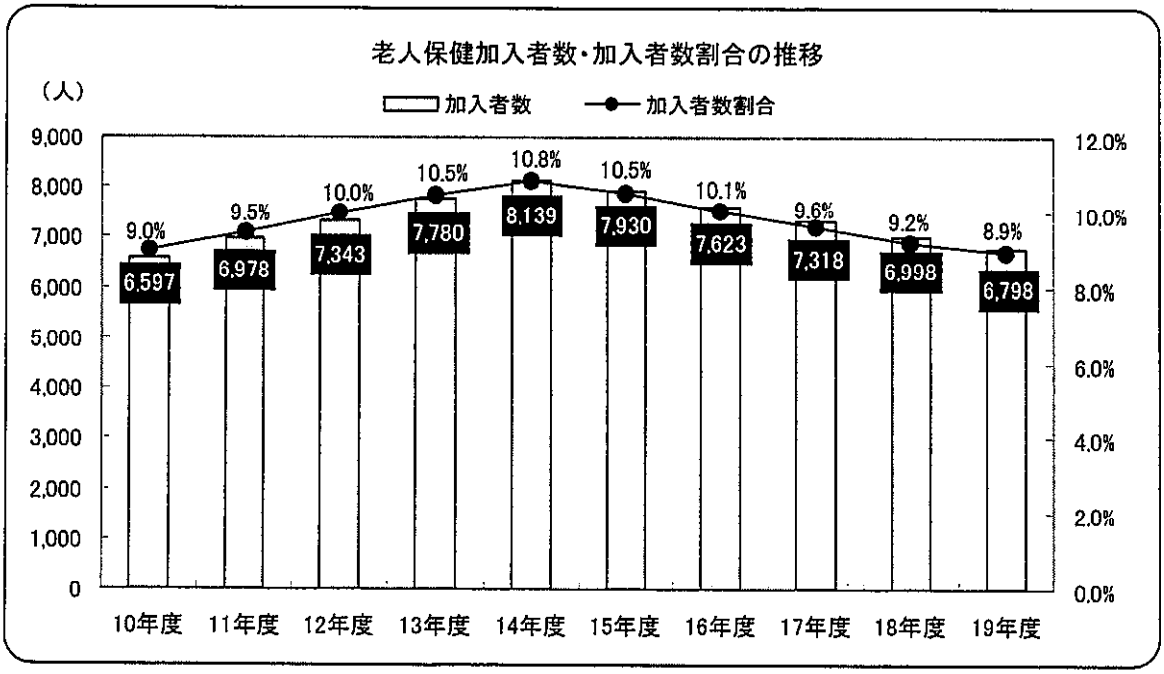

※加入者数は年間平均で、加入者数割合は各年度末の住民基本台帳人口のうち加入者数の割合です。

③ 介護保険特別会計

介護保険は、高齢社会を社会全体で支えるために平成12年度から開始された制度です。身体の衰えや認知症などで介護を必要とする状態（要介護状態）になったときに介護サービスが受けられます。また、常時の介護までは必要ではないが、家事や身支度などで支援が必要な状態（要支援状態）になったときに介護予防サービスが受けられます。

■平成19年度介護保険特別会計決算状況

（単位：千円）

	平成19年度	平成18年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	3,607,759	3,431,242	176,517	5.1%
歳出総額	3,440,846	3,291,495	149,351	4.5%
差引額	166,913	139,747		

介護サービスを利用したときの本人の負担はサービス費用の1割で、残りの9割が介護給付費から支払われます。この9割の半分は40歳以上の方の保険料で賄われ、残りの半分は国・都・市で負担しています。

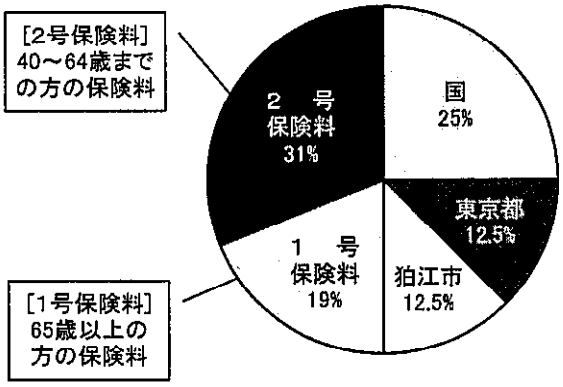

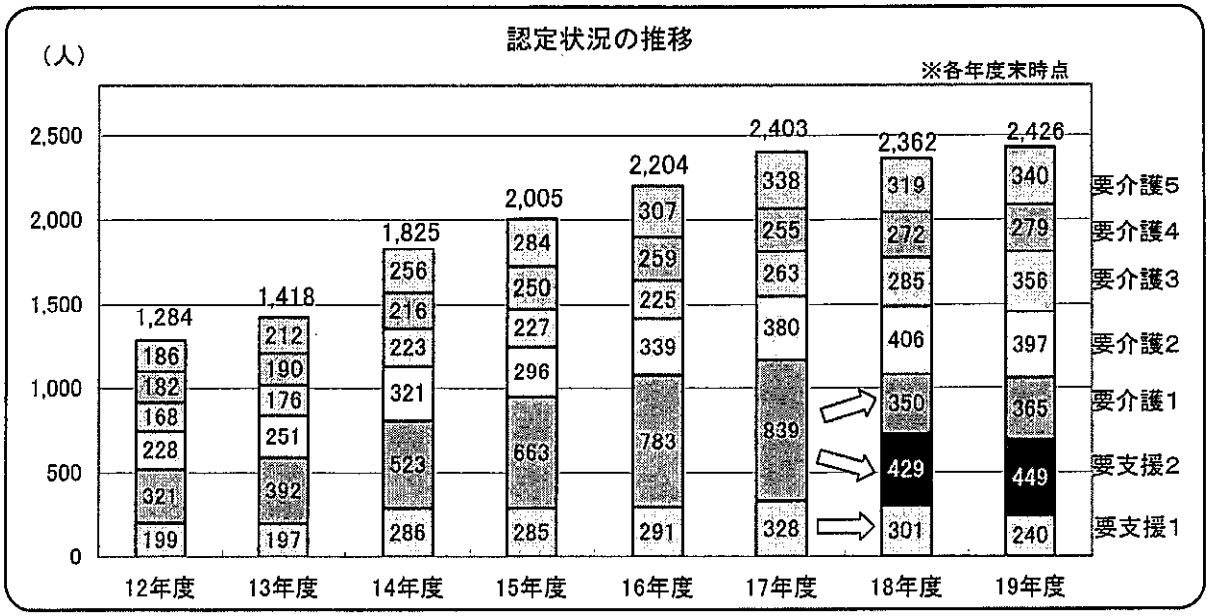

※平成18年度の法改正により6段階あった認定区分のうち、要介護1は要介護1と要支援2に分かれ、要支援は要支援1となり、7段階に変更されました。

④　公共下水道特別会計

市内の公共下水道は、昭和54年に市内全域の整備が完了しました。この公共下水道特別会計で下水処理や下水道管の布設・維持補修を行っており、使用量に応じてお支払いいただいた皆さまからの下水道料金などで賄われています。

■平成19年度公共下水道事業特別会計決算状況

（単位：千円）

	平成19年度	平成18年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	2,273,356	1,787,830	485,526	27.2%
歳出総額	2,219,924	1,715,910	504,014	29.4%
差引額	53,432	71,920		

⑤　駐車場事業特別会計

狛江駅北口の地下にある駐車場は、平成7年10月に供用を開始しました。車191台分のスペースがあり、このうち103台分の運営をこの駐車場事業特別会計で行い、残りを一般会計で行っています。

駐車料金（使用料）が主な収入源で、駐車場業務委託などが主な事業費です。

■平成19年度駐車場事業特別会計決算状況

（単位：千円）

	平成19年度	平成18年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	64,421	63,948	473	0.7%
歳出総額	64,421	63,948	473	0.7%
差引額	0	0		

⑥　受託水道事業特別会計

水道事業は東京都（水道企業会計）から受託して、この受託水道事業特別会計で行っています。東京都からの受託水道収入が主な歳入であり、水道管の布設・維持補修を行っています。

■平成19年度受託水道事業特別会計決算状況

（単位：千円）

	平成19年度	平成18年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳入総額	356,382	503,335	△ 146,953	△29.2%
歳出総額	356,382	503,335	△ 146,953	△29.2%
差引額	0	0		

◆ 参 考 資 料 ◆

平成19年度 決算状況

団体コード	132195	市町村類型	Ⅱ－3
団体名	狛江市	19年度交付税種地区分	Ⅱ－9

人口	
国調	17年 78,319人
増減率(17/12)年 3.4%	
住基台帳	20.3.31 76,131人
対前年増△減率 0.0%	
(参考)20.3.31現在 65歳以上 15,680人	

指定団体等の状況	
過疎	首都
山村	
離島	近郊整備
不交付	既成市街地
広域行政圏	
面積	6.39 Km²

事務の共同処理の状況

〈ごみ・し尿処理〉
- 東京たま広域資源循環組合
- 多摩川衛生組合

〈収益事業〉
- 東京都市収益事業組合

〈その他〉
- 東京市町村総合事務組合
- 東京都市町村職員退職手当組合
- 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合
- 東京都後期高齢者医療広域連合

指数等	
基準財政需要額	10,178,075千円
基準財政収入額	9,559,198千円
標準財政規模 A	13,172,643千円
財政力指数	0.927 単年度(0.939)
実質収支比率	4.2%
経常一般財源比率	98.5%
公債費比率	15.4%
起債制限比率	14.6%
公債費負担比率	18.2%
経常収支比率	97.9%
現債高倍率	173.5%
地方債現在高 B	22,854,422千円
債務負担行為限度額	3,094,152千円
債務負担行為翌年度以降支出予定額 C	千円 1,341,985
積立金現在高 D	1,227,207千円
(うち 財政調整基金)	(133,251)
実質的将来財政負担額 B+C−D	千円 22,969,200
実質債務残高比率 (B+C)／A	% 183.7
土地開発基金現在高	20,300千円
積立金取崩し額	388,648千円
収益事業収入	0千円

決算収支の状況	平成19年度千円	平成18年度千円
1 歳入総額 A	22,463,779	22,388,007
2 歳出総額 B	21,881,086	21,791,232
3 歳入歳出差引額 (A−B) C	582,693	596,775
4 翌年度へ繰り越すべき財源 D		
5 実質収支 (C−D) E	582,693	596,775
6 単年度収支 F	△14,082	69,288
7 積立金 G	719	243,922
8 繰上償還額 H	203,648	3,000
9 積立金取崩し額 I	161,648	20,000
10 実質単年度収支 (F+G+H−I) J	28,637	296,210

歳入

区分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源 千円	構成比 %
地方税	11,814,959	52.6	10,910,463	84.1
地方譲与税	145,682	0.6	145,682	1.1
利子割交付金	155,733	0.7	155,733	1.2
配当割交付金	76,807	0.3	76,807	0.6
株式等譲渡所得割交付金	52,773	0.2	52,773	0.4
地方消費税交付金	728,170	3.2	728,170	5.6
ゴルフ場利用税交付金				
特別地方消費税交付金				
自動車取得税交付金	152,103	0.7	152,103	1.2
地方特例交付金	72,111	0.3	72,111	0.6
地方交付税	826,312	3.7	592,128	4.6
普通	592,128	2.6	592,128	4.6
特別	234,184	1.1		
交通安全対策特別交付金	12,964	0.1	12,964	0.1
国有提供施設交付金				
小計	14,037,614	62.4	12,898,934	99.5
分担金・負担金	91,537	0.4		
使用料	280,865	1.3	67,997	0.5
手数料	390,178	1.7		
国庫支出金	1,880,495	8.4		
都支出金	2,479,224	11.0		
財産収入	881,943	3.9		
寄附金	27,371	0.1		
繰入金	415,716	1.9		
繰越金	596,775	2.7		
諸収入	397,061	1.8	2,343	0.0
地方債	985,000	4.4		
(うち減収補てん債特例分)		(0.0)		
(うち臨時財政対策債)	(740,000)	(3.3)		
合計	22,463,779	100.0	12,969,274	100.0

性質別歳出

区分	決算額 千円	構成比 %	経常経費充当一般財源等 千円	経常収支比率 %
人件費	4,829,410	22.1	4,305,233	4,231,738	30.9
うち職員給	3,262,264	14.9	2,777,617	2,777,617	20.3
扶助費	3,505,262	16.0	1,009,320	1,007,953	7.4
公債費	2,938,174	13.4	2,938,174	2,734,526	19.9
元利償還金	2,937,589	13.4	2,937,589	2,733,941	19.9
一時借入金利子	585	0.0	585	585	0.0
小計	11,272,846	51.5	8,252,727	7,974,217	58.2
物件費	3,270,881	14.9	2,280,754	1,725,504	12.6
維持補修費	70,443	0.3	68,046	65,295	0.5
補助費等	3,098,270	14.2	2,327,123	1,966,060	14.3
積立金	868,640	4.0	61,661		
投資及び出資金・貸付金	170	0.0	135	0	0.0
繰出金	2,470,911	11.3	2,353,613	1,684,326	12.3
前年度繰上充用金					
投資的経費	828,925	3.8	224,138		
うち人件費	19,154	0.1	19,154		
内訳 普通建設事業費	828,925	3.8	224,138		
補助	48,419	0.2	16,140		
単独	780,506	3.6	207,998		
その他					
災害復旧事業費					
失業対策事業費					
合計	21,881,086	100.0	15,568,197		

歳入一般財源等総額 16,150,890千円

経常経費充当一般財源等 13,415,402千円

減税補てん債及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合の経常収支比率 103.4%

一般職員 (20.4.1現在)

区分	職員数 A 人	4月分給料支給総額B 千円	1人当り支給月額 B／A 円
一般職員	448	157,554	351,683
うち技能労務職	70	25,127	358,957
教育公務員			
消防職員			
臨時職員			
合計	448	157,554	351,683

特別職等 (20.4.1現在)

区分	改定実施年月日	1人当り平均給料(報酬)月額 円
市長	H20.4.1	751,120
副市長	H20.4.1	701,320
教育長	H20.4.1	653,260
議会 議長	H19.4.1	476,000
副議長	H19.4.1	425,000
議員	H19.4.1	403,700
議員数 (22人)		

市町村税

区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準税額 × 100/75 千円	超過課税分収入済額 千円
市町村民税 個人分	6,457,145	54.6	9.5	6,609,137	
市町村民税 法人分	332,634	2.8	△28.6	516,649	11,799
固定資産税	3,744,678	31.7	0.1	3,655,281	
軽自動車税	29,997	0.3	2.0	30,009	
市たばこ税	346,009	2.9	△2.4	329,779	
鉱産税					
特別土地保有税					
法定外普通税				※交付金を含む	
目的税	904,496	7.7	0.1		
入湯税					
事業所税					
都市計画税	904,496	7.7	0.1		
旧法による税					
合計	11,814,959	100.0	3.7	11,140,855	11,799

目的別歳出

区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円
議会費	268,135	1.2	268,096
総務費	3,267,315	14.9	2,147,804
民生費	8,085,392	37.0	4,770,272
衛生費	2,070,516	9.5	1,240,325
労働費	62,622	0.3	55,035
農林水産業費	22,774	0.1	18,079
商工費	69,211	0.3	65,011
土木費	1,643,250	7.5	1,211,150
消防費	1,127,888	5.2	1,017,784
教育費	2,325,809	10.6	1,836,467
災害復旧費			
公債費	2,938,174	13.4	2,938,174
諸支出金			
前年度繰上充用金			
合計	21,881,086	100.0	15,568,197

公営事業の状況

事業名	法適用の有無	実質収支額 千円	普通会計からの繰入額 千円	職員数 人
国民健康保険(事業)		△217,620	879,145	10
老人保健医療		△76,910	396,489	2
介護保険(事業)		166,913	576,297	10
公共下水道	無	53,432	590,000	6
駐車場事業	無	0	28,980	0

国保(事業会計の状況)

加入世帯数	17,580世帯
被保険者数 A	28,735人
うち退職者被保険者等数B	5,033人
退職者医療制度加入率B/A	17.5%
一世帯当り保険税調定額	143,429円
被保険者一人当り保険税調定額	87,750円
被保険者一人当り費用	279,914円
保険税(料)	2,466,853千円
保険給付費	5,012,800千円
老人保健拠出金	1,456,083千円
介護給付費納付金	397,368千円

納税義務者数

個人均等割	人 39,961
法人税割	1,831

平成19年度大規模事業 (単位：百万円)

乳幼児医療費助成	186	元和泉テニスコート改修工事	64
健康診査	168	市道8号線整備	62
市民プール改修工事	160	小中学校既存施設改修工事	55
市民ホール指定管理業務費	100	市道32号線歩道整備	51
児童館指定管理業務費	97	民間保育所整備費補助金	48
ごみ減量対策費	93	休日診療等事業委託	35
道路新設改良費	67		

徴収率

区分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %
市町村税合計	98.3	33.3	95.2
(徴収猶予分を除く)	(98.3)	(33.3)	(95.2)
うち 市町村民税	97.7	28.9	93.6
うち 純固定資産税	99.2	45.1	97.3
国民健康保険税(料)	90.9	19.5	72.2

■会計別歳入歳出決算状況

（単位：千円）

			H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	市民1人当たり
一般会計		歳入総額	25,689,412	26,976,208	23,589,710	25,449,352	22,661,723	22,862,923	24,261,598	21,400,555	22,393,906	22,475,235	295
		歳出総額	25,321,721	26,522,043	23,264,111	24,922,458	22,419,847	22,289,916	23,594,434	20,873,068	21,797,131	21,892,542	288
		差引額	367,691	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	527,487	596,775	582,693	8
特別会計	国民健康保険	歳入総額	4,387,254	4,470,787	4,806,684	5,036,802	5,262,302	5,683,064	6,183,309	6,573,418	7,033,427	7,728,340	102
		歳出総額	4,370,109	4,444,165	4,831,261	5,177,941	5,324,547	6,002,149	6,560,866	6,917,879	7,355,528	7,945,960	104
		差引額	17,145	26,622	△ 24,577	△ 141,139	△ 62,245	△ 319,085	△ 377,557	△ 344,461	△ 322,101	△ 217,620	△3
	老人保健医療	歳入総額	4,699,135	5,202,088	5,308,409	5,364,944	5,505,777	5,329,868	5,539,298	5,417,466	5,194,685	5,179,203	68
		歳出総額	4,773,275	5,241,998	5,269,291	5,425,706	5,474,197	5,436,574	5,539,575	5,460,189	5,244,431	5,256,113	69
		差引額	△ 74,140	△ 39,910	39,118	△ 60,762	31,580	△ 106,706	△ 277	△ 42,723	△ 49,746	△ 76,910	△1
	介護保険	歳入総額			1,713,226	2,146,670	2,336,889	2,833,494	3,112,704	3,273,092	3,431,242	3,607,759	47
		歳出総額			1,595,302	2,086,513	2,335,650	2,723,067	3,071,450	3,181,369	3,291,495	3,440,846	45
		差引額			117,924	60,157	1,239	110,427	41,254	91,723	139,747	166,913	2
	公共下水道	歳入総額	1,793,068	1,697,098	1,787,739	1,655,247	1,834,809	1,770,153	1,754,926	2,240,886	1,787,830	2,273,356	30
		歳出総額	1,789,602	1,623,972	1,782,439	1,648,683	1,807,675	1,736,843	1,702,870	2,170,099	1,715,910	2,219,924	29
		差引額	3,466	73,126	5,300	6,564	27,134	33,310	52,056	70,787	71,920	53,432	1
	駐車場事業	歳入総額	70,184	80,025	81,222	80,837	78,432	77,344	69,745	67,770	63,948	64,421	1
		歳出総額	70,184	80,025	81,222	80,837	78,432	77,344	69,745	67,770	63,948	64,421	1
		差引額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	受託水道事業	歳入総額	905,839	887,644	765,384	812,640	1,033,331	751,148	664,566	567,865	503,335	356,382	5
		歳出総額	905,839	887,644	765,384	812,640	1,033,331	751,148	664,566	567,865	503,335	356,382	5
		差引額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		歳入総額	37,544,892	39,313,850	38,052,374	40,546,492	38,713,263	39,307,994	41,586,146	39,541,052	40,408,373	41,684,696	548
		歳出総額	37,230,730	38,799,847	37,589,010	40,154,778	38,473,679	39,017,041	41,203,506	39,238,239	39,971,778	41,176,188	541
		差引額	314,162	514,003	463,364	391,714	239,584	290,953	382,640	302,813	436,595	508,508	7

■普通会計決算状況

（単位：千円）

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	市民1人当たり
歳入総額	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168	22,135,732	21,396,040	22,388,007	22,463,779	295
歳出総額	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	21,791,232	21,881,086	287
歳入歳出差引額	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	527,487	596,775	582,693	8
繰越財源	194,720	2,414	358	71,511	7,915	598	21,788	0	0	0	0
実質収支	306,070	451,751	325,241	455,383	233,961	572,409	645,376	527,487	596,775	582,693	8
単年度収支	△ 308,177	145,681	△ 126,510	130,142	△ 221,422	338,448	72,967	△ 117,889	69,288	△ 14,082	0
積立金	120,079	311,018	350,507	255,389	243,146	407,674	334	113,676	243,922	719	0
繰上償還額	158,909	0	24,554	0	0	0	0	0	3,000	203,648	3
積立金取崩額	463,000	243,000	385,000	180,000	365,000	224,000	653,724	86,734	20,000	161,648	2
実質単年度収支	△ 492,189	213,699	△ 136,449	205,531	△ 343,276	522,122	△ 580,423	△ 90,947	296,210	28,637	0

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計、差引額が合わないことがあります。

■歳入決算状況（普通会計）

（単位：千円）

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	市民1人当たり
一般財源	14,821,844	15,546,820	15,402,874	15,666,921	14,562,636	13,883,923	13,599,554	13,771,908	14,604,043	14,037,614	184
地方税	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440	10,604,880	10,748,675	11,391,579	11,814,959	155
地方譲与税	124,477	127,893	132,284	136,465	134,691	143,529	277,066	415,582	571,884	145,682	2
利子割交付金	199,059	187,531	472,034	472,642	180,064	138,364	115,451	105,823	114,129	155,733	2
配当割交付金							30,251	49,977	67,637	76,807	1
株式等譲渡所得割							31,290	73,066	60,325	52,773	1
地方消費税交付金	667,717	621,329	640,697	688,715	602,659	680,405	765,287	708,543	739,956	728,170	10
特別地方消費税交付金	667	483	211								0
自動車取得税交付金	161,748	143,225	150,834	161,439	140,301	175,262	155,839	166,881	172,545	152,103	2
地方特例交付金		460,694	545,748	540,020	548,848	524,568	507,687	511,096	390,215	72,111	1
地方交付税	1,929,331	2,542,669	2,395,711	2,381,606	1,893,632	1,469,825	1,099,695	980,456	1,083,070	826,312	11
普通交付税	1,639,686	2,222,646	2,064,688	2,070,553	1,612,597	1,204,713	853,541	740,335	856,037	592,128	8
特別交付税	289,645	320,023	331,023	311,053	281,035	265,112	246,154	240,121	227,033	234,184	3
交通安全対策特別交付金	12,313	12,344	10,734	11,757	11,668	12,530	12,108	11,809	12,703	12,964	0
特定財源	9,742,117	10,209,804	6,841,733	8,207,673	8,099,087	8,731,245	8,536,178	7,624,132	7,783,964	8,426,165	111
分担金及び負担金	272,954	244,166	126,121	110,138	120,032	105,083	121,930	111,190	90,454	91,537	1
使用料	224,962	230,062	220,301	231,926	245,413	261,087	270,057	274,733	275,858	280,865	4
手数料	87,943	92,854	107,018	105,827	107,399	106,783	119,790	339,584	392,174	390,178	5
国庫支出金	1,977,980	2,077,849	1,343,323	1,697,818	1,749,530	2,078,874	1,883,184	1,991,430	2,108,641	1,880,495	25
都支出金	3,096,613	2,776,650	2,134,380	2,270,819	2,177,928	2,112,045	2,115,472	2,099,426	2,179,358	2,479,224	33
財産収入	124,410	180,567	40,468	60,772	127,548	99,048	65,540	23,027	26,064	881,943	12
寄附金	19,023	58,511	17,054	71,812	31,160	51,963	127,965	35,648	17,218	27,371	0
繰入金	1,140,594	1,130,711	1,108,327	960,373	1,055,968	1,033,886	1,299,238	171,950	117,334	415,716	5
繰越金	695,421	500,790	454,165	325,599	526,894	241,876	573,007	667,164	527,487	596,775	8
諸収入	208,617	785,744	359,576	397,789	390,715	470,000	144,895	287,780	165,276	397,061	5
地方債	1,893,600	2,131,900	931,000	1,974,800	1,566,500	2,170,600	1,815,100	1,622,200	1,884,100	985,000	13
（うち減税補てん債）	(503,600)	(163,800)	(191,300)	(195,200)	(195,900)	(181,400)	(177,300)	(186,900)	(138,800)		0
（うち臨時財政対策債）				(337,300)	(720,800)	(1,582,500)	(1,145,000)	(875,500)	(820,000)	(740,000)	10
歳入総額	24,563,961	25,756,624	22,244,607	23,874,594	22,661,723	22,615,168	22,135,732	21,396,040	22,388,007	22,463,779	295

■市税歳入決算状況（普通会計）

（単位：千円）

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	市民1人当たり
個人市民税	6,368,116	5,966,911	5,739,422	5,726,122	5,638,158	5,423,293	5,233,000	5,358,649	5,897,073	6,457,145	85
法人市民税	323,526	277,600	288,050	451,619	303,352	290,628	322,729	324,365	465,619	332,634	4
固定資産税	3,617,240	3,743,120	3,622,377	3,696,121	3,728,624	3,611,700	3,704,553	3,763,280	3,741,830	3,744,678	49
軽自動車税	23,301	23,750	23,839	24,575	24,770	25,857	26,879	27,607	29,410	29,997	0
市たばこ税	382,283	401,711	400,659	403,175	395,688	476,130	405,695	360,431	354,453	346,009	5
都市計画税	1,012,066	1,037,560	980,274	972,665	960,181	911,832	912,024	914,343	903,194	904,496	12
市税歳入総額	11,726,532	11,450,652	11,054,621	11,274,277	11,050,773	10,739,440	10,604,880	10,748,675	11,391,579	11,814,959	155

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■目的別歳出決算状況（普通会計）

（単位：千円）

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	市民1人当たり
議会費	316,530	314,739	328,952	304,985	301,346	308,092	312,770	311,020	305,596	268,135	4
総務費	2,749,497	2,693,656	2,912,606	2,830,756	2,841,106	2,926,028	2,464,346	2,375,131	2,568,421	3,267,315	43
民生費	6,824,546	7,545,125	6,736,205	6,980,947	7,248,876	7,504,509	7,722,638	7,652,839	7,671,646	8,085,392	106
衛生費	2,324,174	2,586,836	2,415,577	2,722,175	2,531,706	2,479,832	2,387,879	2,316,802	2,308,137	2,070,516	27
労働費	70,500	73,591	121,340	72,444	67,629	60,403	59,937	64,795	58,170	62,622	1
農業費	26,956	22,634	23,107	23,725	25,296	25,938	23,659	31,700	22,269	22,774	0
商工費	186,079	258,108	104,329	89,907	92,992	92,370	90,341	67,374	74,260	69,211	1
土木費	4,956,330	4,150,877	2,621,666	2,763,019	3,148,189	2,489,276	2,202,099	1,515,734	1,700,577	1,643,250	22
消防費	1,112,178	1,105,895	1,126,636	1,213,054	1,156,586	1,142,157	1,160,149	1,147,139	1,128,828	1,127,888	15
教育費	2,920,605	4,105,696	2,985,599	3,752,738	2,415,234	2,419,064	2,629,738	2,884,614	3,301,117	2,325,809	31
公債費	2,484,153	2,443,771	2,542,782	2,593,950	2,590,887	2,594,492	2,415,012	2,501,405	2,652,211	2,938,174	39
諸支出金	91,623	1,531	209	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出総額	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	21,791,232	21,881,086	287

■性質別歳出決算状況（普通会計）

（単位：千円）

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	市民1人当たり
義務的経費	11,304,394	11,398,374	10,910,358	10,783,949	10,801,971	10,969,397	10,976,627	10,781,666	10,804,953	11,272,846	148
人件費	5,784,657	5,802,194	5,919,392	5,685,798	5,477,728	5,336,109	5,249,836	5,012,005	4,899,300	4,829,410	63
うち職員給	4,367,045	4,310,956	4,274,635	4,118,729	3,953,445	3,820,385	3,720,422	3,542,255	3,378,185	3,262,264	43
扶助費	3,035,584	3,152,409	2,448,184	2,504,201	2,733,356	3,038,796	3,311,779	3,268,256	3,253,442	3,505,262	46
公債費	2,484,153	2,443,771	2,542,782	2,593,950	2,590,887	2,594,492	2,415,012	2,501,405	2,652,211	2,938,174	39
その他経費	8,691,975	9,690,548	9,193,101	9,645,468	9,857,092	9,835,283	9,365,994	8,912,055	9,137,578	9,779,315	128
物件費	2,901,320	2,920,010	2,914,857	3,135,271	3,202,504	3,233,423	3,337,482	3,085,822	3,175,352	3,270,881	43
維持補修費	84,341	94,999	112,202	99,737	84,715	93,460	94,226	84,052	75,194	70,443	1
補助費等	3,392,963	3,396,191	3,247,399	3,435,687	3,515,287	3,419,917	3,365,178	3,145,518	3,097,926	3,098,270	41
積立金	406,093	1,313,235	530,124	480,530	519,775	666,446	128,360	146,627	361,035	868,640	11
投資・出資金・貸付金	62,318	86,746	73,546	93,458	44,185	2,260	669	340	450	170	0
繰出金	1,844,940	1,879,367	2,314,973	2,400,785	2,490,626	2,419,777	2,440,079	2,449,696	2,427,621	2,470,911	32
投資的経費	4,066,802	4,213,537	1,815,549	2,918,283	1,760,784	1,237,481	1,125,947	1,174,832	1,848,701	828,925	11
普通建設事業費	4,066,802	4,213,537	1,815,549	2,918,283	1,760,784	1,237,481	1,125,947	1,174,832	1,848,701	828,925	11
補助事業費	699,298	343,347	517,189	809,533	903,001	554,828	405,996	539,578	733,034	48,419	1
単独事業費	2,784,875	3,652,343	1,292,743	2,108,750	857,783	682,653	719,951	635,254	1,115,667	780,506	10
その他事業費	582,629	217,847	5,617	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出総額	24,063,171	25,302,459	21,919,008	23,347,700	22,419,847	22,042,161	21,468,568	20,868,553	21,791,232	21,881,086	287

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■基金の状況

（単位：千円）

		H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	市民1人当たり
財政調整基金	積立額	120,079	311,018	350,507	255,389	243,146	407,674	334	113,676	243,922	719	0
	取崩額	463,000	243,000	385,000	180,000	365,000	224,000	653,724	86,734	20,000	161,648	2
	年度末残高	525,972	593,990	559,497	634,886	513,032	696,706	43,316	70,258	294,180	133,251	2
減債基金	積立額	271,952	1,188	891	221	100,193	65,160	32	67	100,011	61,646	1
	取崩額	0	136,000	200,000	0	170,000	223,000	100,000	0	10,000	162,000	2
	年度末残高	672,007	537,195	338,086	338,307	268,500	110,660	10,692	10,759	100,770	416	0
特定目的基金	積立額	14,062	543,419	178,726	224,920	176,436	193,612	127,994	32,884	17,102	806,275	11
	取崩額	660,000	546,734	314,644	538,556	302,000	365,600	221,243	65,000	65,000	65,000	1
	年度末残高	1,275,949	1,272,634	1,136,716	823,080	697,516	525,528	432,279	400,163	352,265	1,093,540	14
保健福祉施設等建設基金	積立額	3,093	654	201	60	55	10,032	317	14	15	768,230	10
	取崩額	240,000	250,000	42,400	97,600	8,000	4,000	0	0	0	0	0
	年度末残高	406,172	156,826	114,627	17,087	9,142	15,174	15,491	15,505	15,520	783,750	10
清掃施設建設基金	積立額	2,408	407,092	164,018	197,959	103,252	103,740	31	68	14	10,028	0
	取崩額	290,000	150,000	150,000	272,000	244,000	260,900	100,000	0	0	0	0
	年度末残高	214,976	472,068	486,086	412,045	271,297	114,137	14,168	14,236	14,250	24,278	0
都市整備事業基金	積立額	321	98	122	16	13	30,390	19	36	3	6	0
	取崩額	10,000	0	8,000	0	0	10,000	65,243	0	0	0	0
	年度末残高	55,606	55,704	47,826	47,842	47,855	68,245	3,021	3,057	3,060	3,066	0
緑化基金	積立額	6,465	64,976	13,699	26,760	73,074	49,379	127,589	32,623	16,955	27,793	0
	取崩額	120,000	40,000	30,000	42,000	50,000	89,500	56,000	65,000	65,000	65,000	1
	年度末残高	238,347	263,323	247,022	231,782	254,856	214,735	286,324	253,947	205,902	168,695	2
博物館建設基金	積立額	1,670	465	516	90	36	59	32	117	94	178	0
	取崩額	0	106,000	34,956	106,000	0	1,200	0	0	0	0	0
	年度末残高	339,750	234,215	199,775	93,865	93,901	92,760	92,792	92,909	93,003	93,181	1
図書館建設基金	積立額	101	36	39	18	6	12	6	26	21	40	0
	取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度末残高	20,366	20,402	20,441	20,459	20,465	20,477	20,483	20,509	20,530	20,570	0
少子化対策事業基金	積立額	0	70,096	131	17							
	取崩額	0	0	49,288	20,956							
	年度末残高	0	70,096	20,939	基金廃止							
宅地開発関連公共施設整備基金	積立額	4	2	0	0							
	取崩額	0	734	0	0							
	年度末残高	732	0	0	基金廃止							
土地開発基金	積立額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取崩額	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	299,700	0	0	0	0
	年度末残高	1,320,000	1,120,000	920,000	720,000	520,000	320,000	20,300	20,300	20,300	20,300	0
合計	積立額	406,093	855,625	530,124	480,530	519,775	666,446	128,360	146,627	361,035	868,640	11
	取崩額	1,123,000	1,125,734	1,099,644	918,556	1,037,000	1,012,600	1,274,667	151,734	95,000	388,648	5
	年度末残高	3,793,928	3,523,819	2,954,299	2,516,273	1,999,048	1,652,894	506,587	501,480	767,515	1,247,507	16

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■市債残高の状況

（単位：千円）

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	市民1人当たり
一般公共事業債	1,258,715	1,200,218	1,140,363	1,115,395	1,091,304	1,045,485	1,121,653	1,040,853	953,992	863,025	11
一般単独事業債	4,264,975	5,442,761	5,477,996	5,391,962	5,258,416	5,081,661	4,716,417	4,326,166	4,069,129	3,867,667	51
義務教育施設整備事業債	2,566,672	2,326,125	2,211,157	2,547,420	2,270,584	1,989,157	1,800,317	1,940,973	2,200,457	1,741,599	23
一般廃棄物処理事業債	374,307	343,898	312,170	313,665	279,125	243,085	201,306	157,854	112,658	65,643	1
厚生福祉施設整備事業債	4,394,087	4,134,724	3,865,419	3,585,677	3,294,976	3,008,466	2,723,193	2,454,717	2,204,998	1,947,525	26
財源対策債	238,135	293,508	294,321	293,307	334,874	335,686	306,770	285,369	314,048	278,050	4
減収補てん債（S57,61,H5～7,9～13年度分）	633,269	683,192	848,076	845,730	787,885	717,039	636,500	555,962	475,423	394,885	5
臨時財政特例債	131,948	124,397	116,447	108,076	99,260	89,978	80,203	69,907	60,241	50,069	1
公共事業等臨時特例債	111,856	91,347	69,946	47,615	24,314	0	0	0	0	0	0
減税補てん債	3,531,432	3,536,019	3,561,478	3,583,932	3,574,959	3,535,359	3,526,645	3,455,081	3,316,485	3,026,119	40
臨時税収補てん債	434,100	434,100	424,952	403,388	381,353	358,836	335,828	312,317	288,292	263,743	3
臨時財政対策債	0	0	0	337,300	1,058,100	2,640,600	3,785,600	4,644,941	5,296,207	5,801,316	76
調整債	124,145	113,718	102,712	91,093	78,826	65,876	52,204	37,768	32,166	26,305	0
減収補てん債（H14年度分）	0	0	0	0	122,000	122,000	122,000	117,308	107,923	98,538	1
都貸付金	6,737,185	6,645,915	6,192,447	6,132,449	5,870,360	5,553,926	5,407,442	5,111,808	4,855,767	4,429,938	58
市債残高総額	24,800,826	25,369,922	24,617,484	24,797,009	24,526,336	24,787,154	24,816,078	24,511,024	24,287,786	22,854,422	300
（うち減収補てん債）	993,115	1,007,230	1,135,115	1,095,769	1,122,923	1,015,077	897,539	775,308	648,385	521,462	7

※「市民1人当たり」は、各項目の数値と合計が合わないことがあります。

■財政指数の状況

（単位：千円）単位：千円）

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
基準財政需要額	11,184,383	11,262,293	11,406,044	11,293,569	10,835,028	9,922,588	9,825,152	9,836,012	10,166,670	10,178,075
（臨時財政対策債振替前）				11,630,900	11,587,948	11,505,128	10,970,163	10,711,570	10,989,687	10,924,812
基準財政収入額	9,537,634	9,032,429	9,341,356	9,286,339	9,215,763	8,689,737	8,971,611	9,104,281	9,310,633	9,559,198
標準財政規模	14,310,119	14,218,800	14,472,719	14,404,039	13,850,935	12,739,996	12,761,927	12,737,207	13,070,912	13,172,643
財政力指数	0.875	0.837	0.825	0.814	0.831	0.850	0.880	0.905	0.918	0.927
（単年度）	0.853	0.802	0.819	0.822	0.851	0.876	0.913	0.926	0.916	0.939
実質収支比率	2.1%	3.2%	2.2%	3.2%	1.7%	4.5%	5.1%	4.1%	4.6%	4.2%
経常一般財源比率	94.9%	100.2%	97.8%	100.3%	96.6%	100.3%	98.0%	99.6%	103.6%	98.5%
公債費比率	13.7%	14.6%	14.8%	14.8%	14.8%	15.3%	14.2%	15.3%	15.6%	15.4%
起債制限比率	12.1%	12.9%	13.2%	13.5%	13.5%	13.1%	13.1%	13.4%	14.2%	14.6%
公債費負担比率	14.7%	14.3%	14.9%	15.1%	15.2%	15.3%	14.4%	15.7%	16.1%	18.2%
減税補てん債・臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えた経常収支比率	97.7%	97.3%	98.4%	95.6%	102.1%	98.7%	103.9%	100.2%	96.2%	97.9%
減税補てん債・臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない経常収支比率	101.4%	98.4%	99.7%	99.1%	109.0%	112.3%	114.9%	108.6%	103.0%	103.4%
実質赤字比率										(△4.18)
連結実質赤字比率										(△3.62)
実質公債費比率								17.9%	17.8%	9.5%
将来負担比率										99.6%

◆ 財政用語解説 ◆

財政用語（50音順）

一般会計 地方公共団体の会計の中心をなすものが一般会計である。一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされている。

一般会計は、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、その意味では地方公共団体存立の目的を達成するために要する経費を経理する会計ということができる。例えば、議会費、総務費、民生費、教育費は一般会計に計上される。

地方公共団体の会計は単一会計主義といわれるように、本来単一の会計によって経理されるのが理想とされるが、現在のように行政の活動範囲が広範多岐にわたってくると単一の会計ではその内容がかえって複雑になり、内容も理解しにくく、会計処理も困難になってくるため、会計を一般会計と特別会計に区別できることとなっている。

一般財源 財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源という。

一般には、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金などを一般財源といい、特に、地方税、地方譲与税、（地方消費税交付金）及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

地方公共団体が自主的判断のもとに、地域の実態に即応した施策を講じていくためには、一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましく、最近の地方財政の決算状況をみると、国庫支出金や地方債等の特定財源の占める比率が低下し、相対的に一般財源の比率は高まりつつある。

会計年度 会計年度とは、地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいう。

地方公共団体の会計年度は、国と同様、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとされている。

会計年度が設けられた趣旨は、一定期間を単位とした財政的な計画のもとに、経済的な活動を規制し、その実績を明確にしようとしたことである。つまり、地方公共団体の収入支出のくぎりをなす期間、いわば予算の効力のある期間であって、予算の編成及び執行上の時間的な限界であるという意味である。

地方公共団体の財政計画を１年の期間をもって整理区分している以上、その期間において起こった収入と支出は、一切当該期間内に整理し、完結し、他の年度に影響を及ぼさない建前が必要である。したがって、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとし、会計年度独立の原則をとっている。

基金 基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。

基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされている。

基金は、①特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの（例えば学校建設資金を調達するために維持する山林、地方債を償還するために積み立てる現金等）、②特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの（例えば資金の貸付又は物品の集中購買等特定の事業や事務を運営するために設けられる原資金等）－との２種類に大別することができる。

起債制限比率 起債制限比率とは、地方債の累増に伴い元利償還のための公債費が増大することが、当該団体の財政を圧迫するとし、それに歯止めをかけるために用いられる指標であり、昭和 52 年以降ほぼ現行の起債制限比率による制限がなされていた。起債制限比率の算出方法については、平成 17 年度地方債許可方針のなかで規定されている。平成 18 年度から起債制限等は実質公債費比率によることとされたが、当分の間、実質公債費比率が 25％以上の団体であっても、平成 17 年度の地方債許可方針に定める起債制限比率が 20％未満であった団体については、当該団体の公債費負担適正化計画の内容、その実施状況に応じ、地方債の許可を行うものとされている。

基準財政収入額 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額である。具体的には、各収入項目ごとに特定の算式により算定した

額の合算額である。

基準財政収入額は、基準財政需要額が地方公共団体の実際の財政需要を示すものでないのと同様に、地方公共団体の徴収実績ではなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有するものである。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を客観的、合理的に測定したものとして、財政力指数や標準税収入額等の算定に活用されている。

基準財政需要額 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。具体的には個別算定経費と包括算定経費の2つの合算額であり、個別算定経費は各行政項目ごとに、包括算定経費は人口と面積によって次の算式で算出される。

基準財政需要額＝単位費用×（測定単位の数値×補正係数）

義務的経費 義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられた任意に削減できない経費をいうが、極めて硬直性の強い経費である。

歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属するが、なかんずく人件費、扶助費、公債費の三つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。

歳出の構成において経常的経費の比率が低いほど財政構造の弾力性が確保されることとなるが、この経常的経費すなわち先の述べた6項目の費目のうち、人件費、扶助費、公債費の占める比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくる。

繰上充用 会計年度経過後その会計年度の歳入が歳出に不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることができる。これを「繰上充用」という。

繰上充用は会計年度独立の原則の例外をなすものであり、手続としては必要な額を翌年度の歳入歳出予算に組込みことが必要であり、その時期は会計年度経過後出納整理期間に行うのが通例である。

繰入金 地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表す用語として、繰入金という用語を使用している。

繰入金は一般会計の歳入款項区分によれば特別会計繰入金、基金繰入金、財産区繰入金（市町村のみ）に分かれている。

繰越金 一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純剰余金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき繰越金の二つに分けられる。

地方公共団体において決算上の剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならないこととされているが、この翌年度歳入に編入される剰余金は、繰越金として受け入れることとなっている。

繰出金 繰出金とは、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費である。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

繰出金の例としては、一般会計から公営企業会計・国民健康保険事業会計等に対し、建設費・事務費等の補助のため支出されるもの等がある。

形式収支 歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額を形式収支という。

形式収支は出納閉鎖期日における当該年度に収入された現金と支出された現金との差額すなわち現金主義による表示である。当然歳入決算額が歳出決算額を上回れば黒字決算であり、下回れば赤字決算となる。

経常一般財源 毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用し得る収入を経常一般財源という。

具体的には、普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油取引税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないものをいう。

歳入総額又は一般財源総額のうちに占める経常一般財源の割合により、当該団体の収入の安定性を財政上の自立性がどの程度確保されているかを推測することができる。また、経常一般財源を標準財政規模と比較する

ことによって、歳入構造が判断される。

経常一般財源比率 標準財政規模に対する経常一般財源の割合を経常一般財源比率という。

標準財政規模は交付税における需要、収入計算を基礎として算定される標準的な経常歳入の規模を表し、経常一般財源は経常的に収入される現実の一般財源の額であるから、この両者を比較することにより当該団体の歳入構造の内容を判断することができる。

この比率は「１００」を超える度合が高いほど経常一般財源に余裕があり、したがって歳入構造に弾力性があることが示される。

経常収支比率 経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100\,(\%)$$

要するに人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられている。

経常的経費には経常的な特定財源が充当されるほか、その未充当部分は経常一般財源が充てられる。経常一般財源は、この経常的経費の未充当部分に充ててなお残余があるのが通常である。

経常収支比率は、一般的には、都市にあっては７５％、町村にあっては７０％程度が妥当と考えられ、これが各々５％を超えると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならない。地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動や、地域社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しく、反面行政活動の多様化等から、人件費等経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況である。このような状況では、一層財政構造の弾力性の確保が必要となる。

決算統計 決算統計は、地方財政状況調査の一環として、総務省により毎年定期的に行われている。決算統計は、地方公共団体の決算に関する統計であるが、これは予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかをみるための基礎となるものであり、地方財政全体の毎年度の執行結果を表すものとして地方財政関係統計の中でも最も基本的かつ重要な統計の一つである。

減債基金 地方債の償還及びその信用の維持のために地方自治法第２４１条の規定に基づいて設けられる基金の一つである。

公債費は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出されなければならない義務的経費であるため、この償還を計画的に行うために資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金である。

公債費比率 地方公共団体は、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って、毎年度元金の償還及び利子の支払いが必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と呼んでいる。

地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、後年度の財政負担となるので、その限度をどこに求めるかが常に問題となる。これを計数的に見ようとするのが公債費比率であり、通常財政構造の健全性がおびやかされないためには、この比率が１０％を超えないことが望ましいとされている。

公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といい、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。一般的には、財政運営上、１５％が警戒ライン、２０％が危険ラインとされている。

交付団体・不交付団体 普通交付税の交付を受ける団体を「交付団体」といい、交付を受けない団体を「不交付団体」という。

地方交付税法の規定により算定した基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足団体が原則として交付団体となる。

財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積み立てる基金である。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期し得ない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に

余裕のある年度に積み立てておくことが必要である。

財政力指数 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

市町村民税 市町村民税は、固定資産税とともに市町村税の大宗をなす税であって、個人及び法人等に対し、「均等割」又は「均等割及び所得割若しくは法人税割の合算額」によって課税される。市町村民税は道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれる。

市町村民税の納税義務者は、①市町村内に住所を有する個人、②市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者、③市町村内に事務所又は事業所を有する法人、④市町村内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの、⑤市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人又はみなし法人でその市町村内に事務所又は事業所を有しないもの、⑥市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものでみなし法人以外のもの一である。

以上のうち、②、⑤、⑥の場合は均等割額についてのみ納付義務がある。

実質公債費比率 地方税や普通交付税等の一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるもの、一部事務組合負担金のうち公債費に該当するものを含めた実質的な公債費相当額から普通交付税が措置されている額を控除した額の占める割合の前3ヶ年度の平均値をいう。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、都道府県知事の許可が必要となる。

実質収支 実質収支とは、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源、すなわち継続費逓次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越、事業繰越、支払繰延に伴い翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額をいう。

実質収支は、形式収支に発生主義的要素を加味して、本来当該年度に属する支出（翌年度への繰越額）を債務要素とみなし、本来当該年度に属すべき収入（翌年度への繰越額に係る未収入特定財源）を債権要素とみなして、両者を加減した実質的な収入と支出の差額である。

実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントである。地方公共団体は営利を目的として存在するものではない以上、実質収支において黒字の額が多いほど良いといえるものではない。この意味において、適度の剰余とは、後年度の財源調整の範囲内に求められるべきであって、経験的にはおおむね標準財政規模の3％から5％程度が望ましいと考えられ、それ以上の剰余は、行政水準の向上なり、住民負担の軽減に充てられるべきものである。

実質収支比率 標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率という。

実質収支が黒字の場合、当該比率が適正か否かは、当該団体の財政規模とか、現在の当該団体の置かれている状況、あるいは当該年度の経済の状況等に影響されるところが大きいが、経験的にはおおむね標準財政規模の3～5％程度が望ましいと考えられている。

実質収支が赤字の場合の実質収支比率が一定の限度を超える比率の団体は、早期是正措置が発動され、起債の際に都道府県知事の許可が必要になる。

実質単年度収支 単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれている。これらを控除した単年度収支を実質単年度収支という。

例えば財政調整基金への積立金とか、後年度の債務を繰り上げて償還した地方債繰上償還金は実質的な黒字要素であり、当該年度にこのような措置をとらなかったならば当然実質収支はそれだけ黒字額が増加していたはずである。また、当該年度の歳入に繰入金として計上されている過去の積立金の取崩額は実質的な赤字要素である。

このように当該年度に、これらの黒字、赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとした場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支である。

純計 地方公共団体の各会計を単純に合計して財政規模を把握するのでは、各会計相互間の出し入れ部分について重複することとなる。したがって、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に分かれ、

各会計は相互に複雑な出し入れ関係を伴っている。例えば普通会計に属する会計において、公営事業会計等のような普通会計に属さない会計の公債費や普通建設事業の負担をすることがある。当然、この負担に伴う国庫支出金や、その他の収入が計上されている場合も負担（支出）と同じく収入自体も公営事業会計に移し替えなければ純計は求め得ないこととなる。

要するに、一般会計や特別会計を単純に合計しただけでは、相互に重複する部分が必ずあり、それだけ実際の財政規模よりも膨らむこととなるため、各会計間の重複を控除する必要が生じるわけである。

性質別分類　地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類することを性質別分類という。これは予算及び決算における「節」の区分を基準としたものである。

地方公共団体の経費（歳出）の性質別分類は、当該団体の財政の体質を分析する上に必要欠くべからざるものであって、この分類の結果から財政運営の指針を見出すことができるものである。

単年度収支　単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいう。

実質収支は前年度以前からの収支の累積である。したがって、その中には前年度の実質収支が赤字にせよ黒字にせよ含まれていることとなる。当該年度だけの収支を把握する場合には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支をみる必要がある。

地方公共団体　地方公共団体とは、一定の地域を基礎として、その地域内の住民を人的構成要素として、その地域内における行政を行うために、憲法上保障された自治権を行使することを目的とする法人をいう。地方自治法は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に大別し、前者には都道府県及び市町村が、後者には特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団がある。

地方交付税　国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

地方交付税制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにある。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税の２種類に分かれている。普通交付税は、地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される。一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものであり、客観性を特に重視する普通交付税の算定上必然的に生ずる画一性と算定の時期的な関係等から、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるものである。

地方債　地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいう。また、地方債を起こすことを起債という。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を負担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、地方債を経費の財源とするものである。

積立金　積立金には、地方自治法第２４１条の規定に基づき特定の目的のために財産を維持し又は資金を積み立てるために設けられた基金等に対する経費を計上する。

積立金とは、一般に、財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は基金として処理されているものである。

投資的経費　投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費という。

経費の支出効果がどの程度後年度の住民にサービス提供の効用を及ぼすことができるかどうか、に着目した

経費の性質別分類の一方法であって、これに対応する分類としては消費的経費がある。

投資的経費は、生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質的経費としては、①普通建設事業費、②災害復旧事業費、③失業対策事業費ーが挙げられる。

特定財源 財源の使途が特定されているものを特定財源という。

特定財源に分類されるものとしては国庫支出金（都道府県支出金）、地方債、分担金、使用料、手数料、寄附金のうち使途が特定されているもの等である。

地方債は建設事業の財源として借り入れるものであり、当然使途は指定されている。分担金、負担金は地方公共団体が受益者から、当該事業の分担負担費用として徴収するものである。使用料は行政財産の目的外使用又は公の施設の使用に対し、維持管理費又は減価償却費の限度内で使用者から徴収するものであり、手数料は特定の者のためにする事務に要する経費相当分を徴収することになっている。寄附金のうち特定財源扱いにされるものは、寄附者が寄附を行うに際してその使途を指定して寄附をし、地方公共団体もこの条件を認めて寄附採納を行った場合が該当する。

特別会計 特別会計は、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計である。

特別会計の設置は、単一会計主義の例外をなすものであり、真に会計処理上必要とされるもののみに留めるべきであって、みだりにこれを認めることは予算の統一的な経理を阻害することとなる。このため地方自治法にも「特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に設置できると規定されている。「特定の事業」とは地方公営企業等を行う場合などである。

普通会計 普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに各会計に範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、したがって地方自治法等の法律によって規定されているものではない。

地方公共団体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計によって構成されている。

一般会計には、地方公共団体の基本的な経費が中心として計上され、すなわち議会費、総務費、民生費、警察費、教育費等地方公共団体の存立の本来の目的そのものの事務を処理するために要する経費は通常一般会計予算に計上される。

他方、交通や病院、水道などの「特定の事業を行う場合」とは、あるいは「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務付けられているもの以外は条例によって特別会計を設置できるものとされている。

目的別分類 地方公共団体の経費を、その行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等に分類することを経費の目的別分類という。これは予算及び決算における款、項の区分を基準とした分類である。

目的別分類は、地方公共団体の行政目的別，換言すると各部課ごとの大まかな予算の比重を知ることができる分類方法であって、予算を議会において審議する際には重要な意義を有するが、財政分析手法としては性質別分類の方が重要である。

予算 予算とは、一般的には一定期間における収入及び支出の見積であるが、地方公共団体の予算は、①歳入歳出予算、②継続費、③繰越明許費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金、⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めを、総括した概念である。これは歳入歳出予算に直接関連するもの、又は将来必ず財政負担を伴い実質的に予算となるものについて、その全貌を把握することが予算審議上からも実体的意義からも必要であるとの考えによるものである。

歳入予算は単に収入の見積であるが、歳出予算は見積であると同時に支出の限度や内容を制限する拘束力がある。

予算の執行 予算が成立した場合、予算の執行権者はその責任において執行を開始することとなるが、この成立した予算に基づき収入、支出を実行する一切の行為を予算の執行という。

歳入は、歳入の基本理由となる法令や契約等に基づいて徴収され、収納されるものである。したがって、予算面における歳入は一応の見込みに過ぎないものであり、予算額のとおりに収納しなければならないという絶対的な義務を負うものではない。

歳出予算は、成立した予算の目的に従ってその範囲内において執行する必要がある。このように、予算の歳入

と歳出ではその拘束力において異なる。

予算の編成 地方公共団体の予算編成は、おおむね①編成方針の決定、②予算要求書の提出、③査定、④組立て、⑤議会への提出ーという順序によって行われる。

予算の編成権は、地方公共団体の長に専属するものである。これは地方公共団体の財政運営の統一を図るとともに、責任の所在を明確にし、経理に適正を期する趣旨に出たものであり、議会に予算を提出する権限を地方公共団体の長に専属せしめていることと一体をなすものといえる。

予算の編成方針は、予算編成に当たっての基礎的な考え方や編成上の留意事項を当該団体の幹部会議等で承認を受けたうえ決定されることが普通であるが、編成方針の決定に当たって留意さるべき事項としては、次に点が挙げられる。

①住民が何を要望しているかを公正に把握することにより施策を決定すること、②予算編成は健全財政を貫くこと、③消費的経費、経常的経費の節減に努めること、④国の予算編成方針等を十分検討し参考とすること、⑤地方公共団体と密接な関係を有する地域経済の見通しや国の経済動向について十分な考慮をはらうことーである。

要求書の提出は、予算編成方針に基づき各部局から財政主管部局にあらかじめ定められた様式により提出される。この際予算要求と関連する条例、規則等の制定改廃については予算との関連を調整しなければならない。

予算の査定は、各部局からの予算要求につき財政主管部局が説明を聴取しながら長の施政方針、財政の状況、効率的な行政運営の確保等あらゆる検討を加えて行う。この予算査定は担当から課長、部長と段階的、覆審的に繰り返され最後に長が決定することとなる。

予算の組立ては、査定の終了後、財政担当部局が査定の趣旨に基づき計数整理を行い、歳入歳出予算の性質、目的等によって議案形式の予算を組み立てることとなる。予算調製の様式は一定されており、予算書とともに議会に提出する予算説明書も同時に作成することとなる。

予算の議決は、議会の持つ最も重要な権限の一つである。予算案が長から提出された場合、議会はこれを議決しなければならない。予算は議会の議決又は地方公共団体の長の専決処分により何らの手続をとることなく直ちに成立し効力を持つこととなる。

類似団体 毎年度地方公共団体からの報告に基づいて総務省が作成する都道府県財政指数表及び類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の類似団体をいう。

類似団体別市町村指数表では、人口、産業構造の２要素の組み合わせによって、都市を２０の類型に、町村を１５の類型に分類し、各類型の中から、多額な赤字や災害等の特殊事情がなく、又は収益事情が著しく多額でない標準的な財政運営を行っている団体を抽出し、財政指数の平均値を各類型別に取り上げている。

登録番号（刊行物番号）　H20-28

財政のあらまし　平成19年度決算

平成20年12月発行
発　　行　狛江市
編　　集　狛江市企画財政部財政課
　　狛江市和泉本町1-1-5
電　　話　03-3430-1111
頒布価格　70円
印　　刷　庁内印刷